

タイトル	事業資産適正化の会計
著者	大和田，裕
引用	北海学園大学経営論集，3(2)：39-97
発行日	2005-09-30

事業資産適正化の会計

大 和 田 裕

目 次

- 第1章 はじめに
- 第2章 好況期と不況期との経営活動及び不況期以降の会計基準の変遷
 - 第1節 好況期と不況期との一般事業会社の経営活動
 - 第1項 好況期の一般事業会社の経営活動
 - 第2項 不況期の一般事業会社の経営活動
 - 第2節 好況期と不況期との金融機関の経営活動
 - 第1項 好況期の金融機関の経営活動
 - 第2項 不況期の金融機関の経営活動
 - 第3節 不況期以降の会計基準の変遷
 - 第1項 取得原価会計の限界と会計ビッグバン
 - 第2項 市場価格で減損処理を行う会計基準の導入
 - 第3項 回収不可能性で減損処理を行う会計基準の導入
 - 第4節 小括
- 第3章 事業資産情報適正化の実務及び会計
 - 第1節 金融機関の事業資産情報適正化
 - 第1項 自己査定による貸出先の見直しと貸出金の細分化
 - 第2項 金融再生法による債権区分
 - 第3項 銀行法による債権区分
 - 第2節 一般事業会社が保有する事業資産の減損処理
 - 第1項 金融資産の減損処理
 - 第2項 非金融資産の減損処理
 - 第3節 小括
- 第4章 事業資産適正化の実務及び会計
 - 第1節 事業部門の独立
 - 第1項 完全子会社型企業分割による事業部門の独立
 - 第2項 兄弟会社型企業分割による事業部門の独立
 - 第3項 事業部門独立時の会計処理
 - 第4項 事業部門独立の具体的事例
 - 第2節 事業部門の処分
 - 第1項 子会社株式の売却
 - 第2項 既存企業への事業部門譲渡
 - 第3項 事業部門処分時の会計処理
 - 第4項 事業部門処分の具体的事例
 - 第3節 事業資産の流動化
 - 第1項 SPCを活用した流動化の基本的な仕組み
 - 第2項 リースバック取引を伴う資産流動化
 - 第3項 リースバック取引を伴う資産流動化の会計処理
 - 第4項 資産流動化の具体的事例
 - 第4節 小括
- 第5章 事業資産適正化に伴う回収不能額の計上と開示
 - 第1節 金融機関が行う回収不能額の開示
 - 第2節 一般事業会社が行う回収不能額の計上及び開示
 - 第1項 回収不可能性で測定する回収不能額の計上と開示
 - 第2項 市場価格で測定する回収不能額の計上
 - 第3節 小括
- 第6章 おわりに

第1章 はじめに

本論文は、「不動産流動化の会計——名目上の利益と実質的利益——」『北海学園大学経済論集』第50巻第1号(2002年5月), 「資産評価基準の変遷と資産情報透明性の向上」『北海学園大学大学院経営学研究科研究論集』No.2(2004年3月), 「親会社の子会

社設立と処分の会計」『北海学園大学経営学部経営論集』第2巻第1号（2004年6月）の三つをまとめたものである。これらのテーマは、一般事業会社及び金融機関の不況対策を会計学的に分析したものである。各テーマに対しての実務書は多く見られるが、それらを包括した会計研究書はほとんど見うけられないのが現状である。本論文の目的は、一般事業会社及び金融機関の不況対策の実務を包括的に分析し、それに伴う会計実務のあるべき姿を模索することである。

不況期以降、一般事業会社及び金融機関は、低採算事業部門や不良債権によって経営が圧迫されている。その低採算事業部門や不良債権を解消するための経営者の経営活動が、本論文でいう「事業資産適正化」である。「事業資産」という用語は、会計学的にいうと、事業の用に供する資産のことであり、固定資産がその中身を構成している。留意すべき点は、固定資産には、長期貸付金、長期保有有価証券等も事業資産に含まれ、本論文での研究対象となっている。

「第2章 好況期と不況期との経営活動及び不況期以降の会計基準の変遷」の章では、好況期と不況期の一般事業会社及び金融機関の経営活動を通じて、不況期における経営者の事業資産適正化の必要性を分析している。

一般事業会社及び金融機関の事業資産の不正確な会計情報では、経営者は、低採算事業部門や不良債権を不適切に把握してしまい、事業資産適正化を図ることができない。そこで一般事業会社及び金融機関の経営者が事業資産適正化を図るには、帳簿価額の回収不能額を測定する減損会計基準を通じて、事業資産の減損処理を実施することが必要である。そこで第2章では、減損会計基準導入に至る会計基準の変遷についても検討している。

「第3章 事業資産情報適正化の実務及び会計」の章では、一般事業会社及び金融機関の事業資産情報適正化の実務の相違に焦点を

あてている。

金融機関の事業資産情報適正化には、貸出金に対する貸倒引当金の設定や貸倒償却を正確に行うための実務として、全国銀行協会の「自己査定による貸出先の見直しと貸出金の細分化」と、さらに、貸出金の不良な部分を正確に把握するための実務として、金融庁の「金融再生法による債権区分」と「銀行法による債権区分」との三つの側面があり、それぞれを分析している。

第一に、「自己査定による貸出先の見直しと貸出金の細分化」では、金融機関は、貸出先の財務状況や経営状況に応じて貸出先を区分し、さらに、担保及び保証等による貸出金の保全額を除いた非保全額のリスクを評価して分類する。そして、自己査定をベースに、貸倒引当金の設定を行う。また、リスクの大きい貸出金については、直接償却である貸倒償却をする必要がある。

第二に、金融庁の「金融再生法による債権区分」では、「金融機関の再生のための緊急措置に関する法律」に従い、自己査定をベースに貸出先の経営状態や貸出金の返済状態に基づき、総与信残高のリスクを分類して、金融機関の事業資産情報として開示する必要がある。

第三に、金融庁の「銀行法による債権区分」では、銀行法第21条及び同施行規則に従い、貸出先の経営状態や貸出金の返済状態に基づいて、貸出金のみをリスクを分類し、金融機関の事業資産情報として開示する必要がある。

金融機関の経営者は、三つの規制に従い、貸出先の見直し、貸出金の細分化及び貸出金の不良な部分の把握を行うべきであると本論文では主張した。なお、貸倒引当金の設定や貸倒償却の実務は、第5章で分析する。

一方、一般事業会社の事業資産は、性質上、「金融資産」と「非金融資産」の二つに分かれる。従って、一般事業会社の事業資産情報

適正化には、金融資産の回収不能額を測定するための会計実務として、「金融商品会計基準による金融資産の減損処理」と、さらに、非金融資産の回収不能額を測定するための会計実務として、「固定資産減損会計基準による非金融資産の減損処理」との二つの側面があり、それぞれを分析している。

第一に、「金融商品会計基準による金融資産の減損処理」では、原価法での適用が許されている満期保有有価証券、金銭債権及び原則、時価法であっても市場価格がないため特例により原価法が許されている有価証券については、類似業種、類似規模等の市場価格を参考にして、回収不能額の測定が行われる。この場合は、回収不能額を推計するために、経営者が類似業種、類似規模等の市場価格を模索する必要がある。

第二に、「固定資産減損会計基準による非金融資産の減損処理」では、非金融資産である不動産や機械設備等は、一体として資産グルーピングを行い、個々の資産グループの将来キャッシュ・フローの現在価値で、回収不能額の測定が行われる。この場合は、将来キャッシュ・フローの計算自体が見積もり計算であるため、経営者の恣意性が混入する。しかし、非金融資産の回収不能額は、慎重かつ堅実で合理的な計算手法で測定すべきであると本論文では主張した。

「第4章 事業資産適正化の実務及び会計」の章では、一般事業会社の経営者が行う事業資産適正化として、「企業分割」と、「資産流動化」を通じた実務と会計処理を分析している。

まず、企業分割を通じた事業部門の独立及び処分の実務を分析している。従来、企業分割は、現物出資や営業譲渡等といった実務で行われていたが、新たに「純粹持株会社制度」、「株式交換及び株式移転制度」及び「会社分割制度」が導入され、事業再編の実務が多様になってきている。企業分割の実務には、

一般事業会社が保有する複数の事業部門の一部を連結内の一般事業会社へ譲渡し、事業部門を連結内グループに留める「事業部門の独立」と、一般事業会社が保有する複数の事業部門の一部を連結外の一般事業会社へ譲渡し、事業部門を連結内グループから除外する「事業部門の処分」とがある。これらに対する代価の支払いは、従来、事業部門を譲り受けた一般事業会社が発行する新株を譲渡元の一般事業会社に対して割り当てる「分社型(物的)分割」のみであった。新たに企業分割の制度が導入されたことで、代価の支払いは、新株を譲渡元の株主に割り当てる「分割型(人的)分割」が可能になった。しかし、企業分割に関する代表的な会計基準はなく、規範力の弱い研究報告や論点整理のみである。それは、2001年3月に公表された「会社分割に関する会計処理(会計制度委員会研究報告第7号)」と、2004年4月に公表された「事業分離等に係る会計処理に関する論点の整理」が相当する。本論文では、これらをベースに企業分割のあるべき会計処理法を探索している。

次に、SPCを通じた個別事業資産処分の実務を分析している。時価ベースで債務超過に至っている事業部門では、商法の第374条1-1-3及び第374条18-1-3に従い、企業分割を実施することはできないが、時価ベースで債務超過に至っている事業部門であっても個別事業資産を処分することが可能な実務がある。その実務がSPCを通じた事業資産の流動化である。資産流動化の典型例は、オリジネータが所有する資産をSPCに譲渡し、SPCがその資産を担保に証券化し、その証券を投資家へ販売し、そこで得られた資金が譲渡代価としてオリジネータへ支払われるといった手順によって行われる実務である。この実務を活用するオリジネータは、2000年7月に「特別目的会社を活用した不動産に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」が公

表されたことで、これに従うことになる。

経営者は、上記の諸方法を用いて低採算事業部門や過剰資産を処分し、事業資産適正化を図るべきであると本論文では主張した。

「第5章 事業資産適正化に伴う回収不能額の計上と開示」の章では、回収不能額を資本の減額処理にすべきか、損失処理にすべきかの分析を行っており、さらに、損失処理の場合は、経常区分に開示すべきか、特別損失区分に開示すべきかの分析を行っている。

第一に、事業資産の回収不能額を資本の減額処理にすべきか、損失処理にすべきかには、金融資産のうち、時価法での適用が許されている有価証券が該当する。この有価証券は、一般事業会社及び金融機関がトレーディング業務を行っていない場合、持ち合い株等のその他有価証券に限られている。なお、アメリカの会計基準であるFASBの持ち合い株の回収不能額は、SFAS No.115「負債及び持分証券への特定投資の会計」に従い、資本の減額処理に統一されている。しかし、わが国のその他有価証券の会計基準では、資本の減額処理を原則としながら、損失処理も認めるという選択適用になっている。わが国の減損処理は、アメリカの模倣をした会計基準であるが、事後的に会計基準が作成されたため、アメリカよりも進んだ会計基準が一部取り入れられている。わが国の会計基準は、いまだ会計実務の選択の余地を残しており、今後、損失処理に一元化するべき部分であると本論文では主張している。

第二に、損益計算書の開示区分については、現行の会計基準では、金融機関と一般事業会社とで異なったものとなっている。金融機関では、貸倒引当金繰入額という減損損失は、損益計算書の経常区分に開示している。それは、金融機関では、アメリカ会計基準を模倣し、経常区分のその他経常費用に不良債権処理費用として貸倒引当金繰入額を計上するため、貸倒引当金繰入額が損益計算書の経常区

分に開示されるのである。一方、一般事業会社の減損損失は、アメリカ会計基準を模倣せず、減損損失が臨時償却と同様に発生が臨時的なものであるとして、損益計算書の特別損失区分に開示されるのである。

第三に、減損処理を行った非金融資産の減損損失の開示は、現行の会計基準では、各種の実務が許されている。例えば、経営者が減損処理を行っても、減損損失累計額を減価償却累計額に混入させることが可能となっている。これは、減損損失累計額が同じでも、ガラス張りの開示では都合の悪い一般事業会社に配慮したことによるもので、今後見直されるべきものであると本論文では主張している。

「第6章 おわりに」の章は、本論文のまとめである。

第2章 好況期と不況期との経営活動及び不況期以降の会計基準の変遷

好況期、一般事業会社及び金融機関は、過剰な事業部門の多角化や貸出によって、事業資産を増加させた。今日の事業資産には、好況期が不況期に転じたことで、帳簿価額が回収不能なものが多い。帳簿価額の回収不能な事業資産は、不況期以降、低採算事業部門の処分や不良債権の処理によって減少するかに思えたが、一般事業会社及び金融機関の経営者は、適切な事業資産の処分や処理が行えず、今日まで至っている。

不正確な事業資産情報では、一般事業会社及び金融機関の経営者は、低採算事業部門や不良債権を不適切に把握してしまい、事業資産適正化を図ることができない。一般事業会社及び金融機関の経営者が、事業資産適正化を図るには、事業資産の帳簿価額の回収不能額を測定する会計基準を通じて、事業資産情報適正化を図るべきであり、本論文では、事業資産情報適正化を図る会計実務を模索した。

そこで本章では、事業資産適正化の必要性を論じるほか、事業資産情報適正化を図るための前提となる減損会計導入の必要性についても検討している。

第1節 好況期と不況期との一般事業会社の経営活動

第1項 好況期の一般事業会社の経営活動

一般事業会社は、好況期以前の1980年代半ばから社債の発行や増資等によって資金調達を増加させ、さらに1987年に至って、コマーシャル・ペーパー市場の発足に伴い、そのコマーシャル・ペーパー市場からの資金調達が可能になった。一般事業会社は、金融機関からの借入だけではなく証券市場からも資金調達を行った。一般事業会社の資金調達は、国内市場からだけではなく海外市場からの資金調達も顕著になった。金融機関は、これを「一般事業会社の金融機関離れ」と捉え、強い危機感を持った。好況期の金融機関は、一般事業会社の金融機関離れを防ぐため、貸出金利を低めに設定し、大口定期預金の金利を高めを設定するというサービス競争を展開していたり。

その結果、好況期の一般事業会社は、金融機関や証券市場により資金調達が容易に行えたことで、設備投資という名目で非中核事業部門への進出などの事業部門の多角化を行った。しかし、一般事業会社が好況期に行った設備投資は、不動産投資が大きなウェイトを占めていた。不況期以降、この非中核事業部門への進出などが、一般事業会社の経営活動の圧迫となる原因である。

第2項 不況期の一般事業会社の経営活動

1990年の公定歩合の引き上げの影響により、一般事業会社は、1991年から1997年にかけて、資金調達を極端に減らし、また、金融資産などへの資金運用額も同様に急減させた²⁾。好況期、「買い」であった不動産も、

不況期に一般事業会社が資金調達を極端に減らしたことで「売り」に転じて、その売れ残りが低採算事業部門になった。好況期に多角化していた事業部門は、設備投資としてではなく不動産投資として行われていたため、採算性が度外視されていた。好況期が不況期に転じると、一般事業会社が多角化した事業部門が、低採算事業部門となってしまう、低採算事業部門は、一般事業会社の経営活動の圧迫している。

そこで一般事業会社の経営者は、低採算事業部門を処分するため、リストラ(restructuring)を行う。伊藤邦雄(1998)によると本来、リストラには、外部あるいは内部環境の変化に対応して、一般事業会社が事業部門単位の設立及び分割等を通じて、企業構造を変更するという意味があり、具体的には、従業員の解雇等を行う人的資源のリストラと事業部門の撤退や縮小等の物的資産のリストラがある。近年、一般事業会社が行うリストラは、不況対応策として捉えられており、事業資産の売却や採用人員の圧縮等の一般事業会社が容易に行える部分から実施するケースが多い³⁾。しかし、一般事業会社の経営者が、人的資源のリストラを行ったとしても、将来的に財務体質は改善されるが、財務体質の改善の即効性はない。

一般事業会社の経営者は、財務体質の改善を即座に行うため、「企業分割」や「資産流動化」を通じて事業資産適正化すべきである。

企業分割とは、分離企業が保有する事業部門の全部又は一部を分割し、新設企業や既存企業に譲渡することをいう。本論文では、分離企業より事業部門を譲り受ける新設企業を新設分離先企業と、既存企業を既存分離先企業とする⁴⁾。

しかし、時価ベースで債務超過に至っている事業部門は、商法の第374条の2-1-3及び第374条の18-1-3に従い、企業分割を実施することができない。時価ベースで債務超過

に至っている事業部門を構成している事業資産であっても、事業資産を処分する実務があり、その実務が資産流動化である。一般事業会社の経営者は、事業資産を個別に処分する資産流動化によって、事業資産適正化を図るべきである。

この企業分割と資産流動化が、一般事業会社の事業資産適正化である。

第2節 好況期と不況期との金融機関の経営活動

第1項 好況期の金融機関の経営活動

好況期、金融機関では、一般事業会社の金融機関離れを防ぐため、低金利で貸出を行っていた。金融機関による貸出は、圧倒的に不動産業、ノンバンク業、建設業等の非製造業に向かった。その理由は、一般事業会社が調達した資金を事業部門の多角化で積極的に運用していたからである。

一般事業会社が不動産投資を行っていたために金融機関は、貸出をした資金が再度、既存資産の売り手から預金の形で流入していた。そこで金融機関は、大企業よりも中小企業へ貸出を多く行っていた⁶⁾。この過剰な貸出が、不況期の不良債権の増加へと繋がるのである。

第2項 不況期の金融機関の経営活動

不況期以降、金融機関の貸出金は、貸出先の経営不振や融資に係る有価証券や不動産の価格が著しく低下した結果、不良債権に転化した。金融機関の貸出金が不良債権に転じたため、金融機関は不良債権を処理すべく懸命に努力している。

また、不況期以降の金融機関は、国際決済銀行（Bank for International Settlement, 以下、BISという。）の自己資本比率規制（以下、BIS規制という。）や国内規制である早期是正措置によって、多重苦に陥っている。このBIS規制や早期是正措置をクリアするため、金融機関は、BIS規制上の自己

資本比率の改善に向けて、「貸し渋り」をせざるを得なくなっている。

BIS規制や早期是正措置上の自己資本比率は、近年、金融機関への投資判断指数として注目されてきている⁷⁾。自己資本比率は、「自己資本/リスクアセット」で算定される。自己資本は、①BSの資本の部、②有価証券の評価益の45%、③貸倒引当金、④期限付劣後債、⑤期限付優先株等で構成される。また、リスクアセットは、金融機関の貸出金にリスクウェイトを乗じたものが含まれる。リスクウェイトの内容は、保有現金0%、政府関係機関向けの貸出金10%、信用保証協会の保証付き貸出金10%、抵当権付住宅ローン50%、一般事業会社向けの一般貸出金100%となっている⁷⁾。

すなわち、自己資本比率を高めるには、資本の部の増加とリスクアセットの減少とが必要となる。リスクアセットの減少は、一般事業会社への貸出金の抑制で達成する。つまり、一般事業会社向けの貸出金を増加させることは、リスクアセットの増加、換言すると分母の増加になるために自己資本比率が低下するからである。リスクアセットを減少させることが今日の貸し渋りの原因となっている。この貸し渋りが、一般事業会社の資金不足に繋がる。

BIS規制は、「国際銀行システムの健全性と安定性の強化」と「国際業務に携わる銀行間の競争上の不平等の要因軽減」を目的としている。

その歴史的経緯は、1988年7月に開催されたG-12諸国（ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、日本、オランダ、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ）中央銀行総裁会議において、BISの銀行規制監督委員会（バーゼル委員会）が提出した「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」と題する報告書が、全会一致で了承された。この報告書は、信用リス

クに対する自己資本充実度の測定に関し、合意されたフレームワークの詳細及び達成すべき最低基準が定められており、当該委員会メンバーである各国監督局は、これらのフレームワークと最低基準をそれぞれの国で実施していくことで合意した。そして、わが国では、独自の自己資本比率規制が定められていたが、前述のバーゼル合意を受け、同年12月に新基準（以下、国際統一基準という。）が定められ、海外に営業拠点を有する金融機関については、BIS規制上の自己資本比率8%以上が求められた⁸⁾。

かかる規制の背景には、1980年代の金融自由化による金融機関の積極経営をある程度押さえようとしたことが挙げられる。つまり、政府は、野放図な貸出金の増加によって金融機関の健全性が損なわれるのを、一定率以上のBIS規制上の自己資本比率を維持させることによって防ごうとした。

1996年11月、橋本前首相は、フリー・フェア・グローバルの3原則の基に「2001年までに、不良債権処理を進めるとともに、我が国の金融市場がNY、ロンドン並の国際金融市場となって再生することを目指す」という日本版金融ビッグバンを指示した⁹⁾。これは、規制緩和によって金融機関の経営活動を自由化し、財務省（旧大蔵省）の後押しをやめて、フェアな国際競争をするようにし、わが国の金融機関を欧米の金融機関と同じ土俵に上がらせようとしたものであった。日本版金融ビッグバンは、金融機関にとって、従来の護送船団方式からの転換を意味するものであるから、弱体化した金融機関は、まさに存亡の危機であった。その象徴ともいえるのが、「早期是正措置制度」である。この金融機関に対する早期是正措置が導入されたことにより、海外に営業拠点を有しない金融機関についても、現在は国際統一基準を適用したリスクアセット方式（以下、国内基準という。）によるBIS規制上の自己資本比率規制

の適用を受けている。

早期是正措置制度とは、監督当局が金融機関の経営状況を客観的な指数（BIS規制上の自己資本比率）で捉え、その水準に応じて適時是正措置を発動する仕組みであり、金融機関の経営の健全性確保並びに破綻の未然防止をねらいとして導入された制度である¹⁰⁾。具体的にいうと、政府は、金融機関の経営の健全性を判断する資料として、半年ごとの決算期におけるBIS規制上の自己資本比率を算定し、国内業務を行っている金融機関に対しBIS規制上の自己資本比率4%以上を求めた。また、早期是正措置制度は、金融機関が一般事業会社に対する貸出金の極端な拡大に歯止めをかけ、さらに公平な国際的競争環境を作りだそうという側面もある¹¹⁾。

政府は、BIS規制上の自己資本比率で国際業務を行う金融機関にはBIS規制の8%以上を、国内業務に専念する金融機関には早期是正措置の4%以上を、それぞれ1998年3月期決算までにクリアしないと業務停止命令などのペナルティーを科すこととなった¹²⁾。早期是正措置の実施予定は、1998年4月からであるため、業務停止命令などのペナルティーは、1998年3月期決算から実際に適用された。しかし、1997年以降、構造的長期不況の深刻化によって一部の金融機関は、実施が困難となったため、早期是正措置が1年延期された。だが、この猶予は余り功を奏さなかった。実施を1年先延ばしすることは、不良金融機関という烙印を押されかねないという懸念がある。そこで金融機関は、あらゆる手段を使って、BIS規制ないし早期是正措置をクリアするように努力した。つまり、金融機関は、日本版金融ビッグバン対策よりも、まずはこのBIS規制上の自己資本比率の充実を最優先せざるを得なくなったのである。

金融機関は、大量の不良債権を抱え込んだ経済状況の中で1997年以降、北海道拓殖銀

行等をはじめとする金融機関や一般事業会社の大型倒産が発生し、国際業務に携わる大手金融機関でさえ BIS 規制上の自己資本比率 8%のクリアが危うくなってしまった。そのため、金融機関は、なりふり構わず貸出金を縮小せざるをえなくなった。金融機関の事業資産（貸出金）のリスクウェイトは、現金や政府発行債券などが 0%であるのに対して、一般貸出金が 100%となっている。つまり、BIS 規制上の自己資本比率は、一般貸出金の少ない金融機関ほど高くなる。

従って、金融機関は貸出先の状態を厳しくチェックし、業況の悪化した一般事業会社への貸出を圧縮することとなった。今次の構造的長期不況下では、ほとんどの中小企業が要注意先としてみなされ、結果的に新規貸出が抑制されるという貸し渋り現象が起きたのである。

これが、今日の貸し渋りであり、日本経済が構造的長期不況から脱出できない大きな要因となっている。

そこで金融機関の経営者は、貸出先を見直し、さらに貸出先の財務内容等を勘案して貸出金を細分化して、不良債権を開示すべきである。その実務には、金融機関が貸出先を見直し、さらに貸出先の経営状態等に応じて貸出金を細分化して当該貸出金が不良債権であった場合、投資家等に対して情報開示を行うことがあり、これが本論文でいう金融機関の事業資産情報適正化である。

上記が、好況期と不況期との一般事業会社及び金融機関の経営活動であり、この両者の経営活動をまとめると、図表1の通りとなる。

一般事業会社の経営者が事業資産適正化を図るには、事業資産の帳簿価額の回収不能額を測定する減損会計を通じて、事業資産情報適正化を図るべきである。そこで次節では、不況期後、減損会計の導入の必要性を背景から検討する。

第3節 不況期以降の会計基準の変遷

好況期、わが国の一般事業会社が、海外へ進出したことで、今まで国内投資家等中心で行われていた日本証券市場に海外投資家等が進出してくるようになった。しかし、わが国の一般事業会社が作成及び監査していた英文 FS は、日本会計基準で英文 FS を作成及び監査していたため、海外投資家等は、わが国の一般事業会社の英文 FS を把握できないとして日本会計基準に不信感を抱いていた¹³⁾。海外投資家等の日本会計基準に対する不信を、レジェンド問題といい、レジェンド問題は、近年の会計問題となっている。会計問題を解決するため、日本会計基準は、様々な会計基準が導入又は改訂され、その中で、金融商品会計と固定資産減損会計との二つの減損会計が導入された。この減損会計こそが、経営者が行う事業資産情報適正化に必要なのである。そこで次節では、減損会計の導入の経緯を分析する。

第1項 取得原価会計の限界と会計ビッグバン

取得原価会計は、経営者の恣意性の排除や FS の客観性を保つためには必要であるが、一般事業会社が保有している事業資産の回収不可能性を FS に反映させないといった限界がある。

事業資産に回収不可能性が著しく生じたのは不況期である。好況期は、有価証券と不動産の価格が大幅に上昇し、有価証券と不動産に巨額な含み益を生み出した。含み益は、当該資産の売却等を行わない限り、FS には計上されないため、一般事業会社は、経常損失が出た場合に含み益を実現化して損益を相殺していた。この行為が好況期中に何度も繰り返され続けていた。

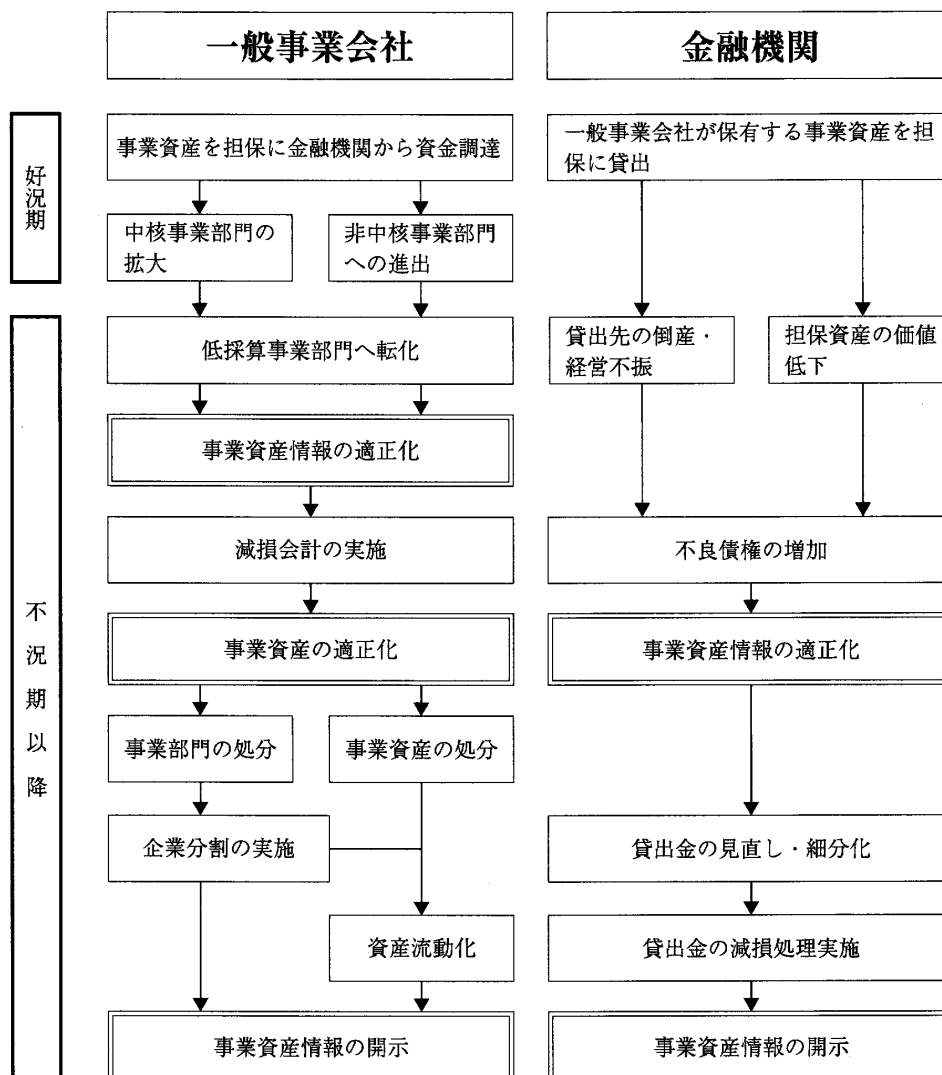
不況期に転じたことで、事業資産は、帳簿価額が回収できなくなるまで市場価格が下落し、市場価格が帳簿価額を下回るという状態

になってしまった。このような状況で一般事業会社は、損失が計上されたとしても含み益によって相殺することはできず、本来、回収不能額を評価損等として計上すべきところが、評価損等は計上されなかった。これを「損隠し」といい、損隠しは、経営破綻等の事象によって表面化した場合、一般事業会社のFSに計上されていた損失以外にさらなる損失が表面化したとして、投資家等は一般事業会社全般のFSに対し強い不信を抱く。その結果、国内投資家等のFSに対する不信感、投資家等の投資判断を鈍らせる以外に投資活動の低迷にも繋がる。

わが国の一般事業会社は、好況期に海外への進出又は外国社債の発行等を行ったことで、それまで国内投資家等を対象としていた日本証券市場に、海外投資家等が進出してきた。海外投資家等は、海外会計基準で作成及び監査されたFSで投資判断を行っていたが、わが国の一般事業会社の英文FSは、日本会計基準を基に作成及び監査していたので、海外投資家等は、わが国の一般事業会社の英文FSを把握できないとして日本会計基準に不信を抱いていた。

このような国内投資家等の一般事業会社の損隠しに対する不信や海外投資家等の日本会

図表1 好況期と不況期との一般事業会社及び金融機関の経営活動



計基準に対する不信を改善するため、橋本前首相の指示により、企業会計審議会、日本公認会計士協会及び企業会計基準委員会は様々な会計改革を行った。この会計改革こそが会計ビッグバンであり、会計ビッグバンは、様々な会計基準の導入及び改訂を行った結果、金融商品会計と固定資産減損会計との減損会計が公表され、減損会計によって取得原価会計でFSに計上することがなかった事業資産の回収不可能性をFSに反映させるようになった。

そこで次項では、金融商品会計について検討する。

第2項 市場価格で減損処理を行う会計基準の導入

金融商品会計が導入されるまで、市場価格のある有価証券以外の事業資産は、回収不可能性の測定が実施されなかった。しかし、市場価格のある有価証券で、自由に換金ができ、換金が経営活動に制約されない有価証券については、それ自体が貨幣性資産であり、その価値の変動は換金を待つまでもなく、実現利益を構成するキャッシュ・フロー（以下、CFという。）の要素とされている。そのため、市場価格のある有価証券は、時価会計を導入するに至った¹⁴⁾。時価会計は、事業資産の含み益と回収不可能性との両方をFSに反映させることが可能なため、すべての事業資産に時価会計を導入すべきであるという考え方もあるが、投資家保護の観点では、投資家に対して評価差益を計上したFSよりも、回収不能額のみを計上したFSは、投資判断をする際にリスクが少ない。時価評価を事業資産すべてに導入するならば、回収不能額のみをFSに計上する時価会計が必要である。

取得原価会計で市場価格による減損処理を行う規定が、企業会計原則の第三、五、AとBとの但し書きにある。しかし、一般事業会社の経営者は、事業資産の市場価格が帳簿価

額まで回復するという期待等から、強制評価減を実施してこなかった。

金融商品会計の実務指針では、市場価格で回収不能額を測定しない有価証券を強制評価減の規定にあてはめ、市場価格の著しい下落を市場価格又は実質価額が50%以上下落した場合と規定し、50%以上下落していない場合でも減損処理を行ってもよいと規定した¹⁵⁾。金融商品会計や実務指針によって、有価証券に従来、企業会計原則で規定されていた強制評価減の規定が明確になり、市場価格のある有価証券について、経営者が市場価格で事業資産情報適正化を図るべきである。しかし、BSに計上されている事業資産は、有価証券等の金融資産のほか、不動産等の非金融資産が存在する。非金融資産は、金融資産のように、売却で得るCFや利息で得るCFを目的とした事業資産ではないため、非金融資産の減損処理を規定する会計基準が必要である。しかし、不況期以降、固定資産の回収不可能性が著しく低下しているとして、固定資産の回収不可能性をFSに反映させる会計基準の必要性が高まってきた。それこそが固定資産減損会計である。そこで次項では、固定資産減損会計を分析する。

第3項 回収不可能性で減損処理を行う会計基準の導入

固定資産は、有価証券のように販売目的で保有する事業資産ではなく、経営活動を行うことで帳簿価額を回収する事業資産であるため、回収不可能性が生じた場合は、減価償却や臨時償却により帳簿価額の減額を行っていた。不況期で不動産の価格が著しく下落したことにより、固定資産の減価償却や臨時償却を実施しても、帳簿価額まで回収不能になってしまっているのが現状である。その結果、不況期以降の固定資産は、BSに帳簿価額を過大に計上しているとして、投資家等は、一般事業会社のFSに対して疑念を抱いていた。

固定資産の減損とは、固定資産の回収可能性の低下により帳簿価額の回収が見込めなくなった状態であり、固定資産の減損を一定の条件の下で回収不可能性を反映させるように、帳簿価額を減額する会計処理が固定資産の減損処理である¹⁶⁾。固定資産減損会計の一連の手順は、図表2の通りを行う。

固定資産減損会計は、日本会計基準のみが実施している会計基準ではなく、海外会計基準であるFASBやIASBでは、既に実施されている会計基準である¹⁷⁾。

固定資産減損会計を最初に導入したのがFASBであり、FASBでの固定資産減損会計は、FASBのフレームワークに基づき、フレッシュ・スタート法を基礎とし、減損損失の認識は割引前将来CFを用いて、減損損失の測定は公正価値を用いて実施している¹⁸⁾。それに対してIASBでは、減損損失の認識や測定は、回収可能価額を用いて実施している¹⁹⁾。日本会計基準での固定資産減損会計は、これら二つの海外会計基準を基に会計基準の国際的調和を図るため、わが国の固定資産減損会計では、減損損失の認識は割引前将来CFを用いて行い、減損損失の測定は回収可能価額を用いて実施する。

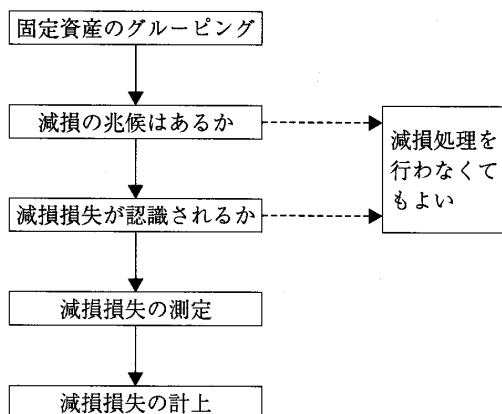
固定資産の減損処理を行う際、留意すべき点は、固定資産が独立して帳簿価額を回収し

ているのではないことである。固定資産は、土地や建物等が独立して帳簿価額を回収しているのではなく、土地や建物等が組み合わされた資産グループ（以下、CF生成単位という。）で帳簿価額を回収している資産である。そこで固定資産減損会計は、固定資産を工場や営業所等の最小単位でグルーピングを行った後に減損判定を行い、その後、本社ビルや試験研究施設等の共用資産やのれん等を加算した単位で、再度、減損処理を行う。固定資産減損会計が実施された場合、経営者は、固定資産の事業資産情報適正化を図るべきである。

また、固定資産減損会計は、新たな不動産の概念を生み出した。それが賃貸ビル等の投資不動産である。固定資産減損会計が公表されるまで、賃貸ビル等は、日本会計基準やFASBで有形固定資産として取り扱われてきたが、IASBでは「企業が自ら使用するもの及び棚卸資産を除いた、賃借収益又は資本増価を目的とした保有する不動産」を投資不動産として、有形固定資産とは別の会計基準を規定した²⁰⁾。IASBでは、投資不動産の回収不可能性の測定は公正価値と取得原価とを選択適用することが可能である。公正価値を選択適用した投資不動産は、固定資産減損会計の対象資産から除外するとIASBで規定している。一方、取得原価を選択適用した投資不動産は、固定資産減損会計の対象資産となり、かつ、投資不動産の公正価値を注記情報として情報開示を行うとIASBで規定している。

IASBの会計基準を受けて、日本会計基準でも投資不動産の取扱いについて論議された。しかし、わが国では不動産市場が整備されておらず、わが国での投資不動産は、資本増加を目的とした固定資産よりも賃貸収益を目的とした固定資産であるため、わが国で投資不動産の公正価値評価は適切ではないとして、IASBの公正価値を導入せず、有形固定資産

図表2 固定資産減損会計の手順



実線はYes, 点線はNoを意味する。

及び無形固定資産と同様に、減損処理を行うことになった²¹⁾。

上記では、事業資産の帳簿価額の回収不可能性を測定する会計基準の変遷と減損会計での回収不可能性の測定の実務とを検討した。

一般事業会社が減損会計を実施すると事業資産の回収不可能性がFSに反映されるため、一般事業会社の経営者は、事業資産情報適正化を図るべきである。その結果、一般事業会社の経営者は、事業資産適正化を図る前段階に到達する。

第4節 小括

本章では、事業資産適正化の必要性と、減損会計導入の必要性を分析した。

事業資産適正化の必要性は、好況期に一般事業会社及び金融機関が行った経営活動で説明することが可能である。好況期に一般事業会社は、金融機関や証券市場から容易に資金を調達することが可能になる。一般事業会社は、調達した資金を基に設備投資という名目で事業部門を過剰に多角化した。金融機関も一般事業会社の金融機関離れを防ぐため、一般事業会社に対する貸出を過剰に増加させていった。不況期に転じたことで、一般事業会社及び金融機関は、好況期に行った経営活動が裏目となり、事業資産は、不適切なものになってしまった。そこで本論文では、一般事業会社及び金融機関の事業資産を適切な状態にするため、経営者の事業資産適正化を図るべきであると主張した。

好況期、一般事業会社が過剰に多角化した事業部門は、不動産投資を目的として保有したものである。好況期が不況期に転じたことで、収益力が低下して多角化した事業部門は、不適切なもの、すなわち低採算事業部門となった。一般事業会社の経営者は、低採算事業部門で妨げられている経営活動を改善するため、事業資産適正化を図るべきである。金融機関もまた、好況期に一般事業会社の金融

機関離れを防ぐため、低金利で多くの一般事業会社に貸出を行っていた。しかし、不況期に転じたことで、金融機関の事業資産である貸出金は、貸出先である一般事業会社の経営状態の悪化や担保価格の下落によって不適切なもの、すなわち不良債権になってしまった。しかし、不良債権を一般事業会社の低採算事業部門のように処分（売却）しても安価であるため、金融機関の経営者は、一般事業会社とは異なった実務で事業資産適正化を図るべきである。その実務が、貸出先の見直し、貸出金の細分化及び不良債権の開示である。つまり、金融機関の事業資産適正化は、事業資産情報適正化なのである。不正確な事業資産情報では、経営者が低採算事業部門や不良債権を不適切に把握してしまい、事業資産適正化を図ることができない。そこで一般事業会社の経営者は、減損会計で事業資産情報適正化を図るべきである。

本章では、事業資産適正化のほか、経営者が事業資産情報適正化を図る会計実務として減損会計導入の必要性を分析した。減損会計には、金融商品会計と固定資産減損会計とがあり、減損会計は、取得原価会計の枠内で行われる事業資産の帳簿価額の回収不能額の測定、すなわち減損処理を厳密化した会計である。

そこで次章は、金融機関の事業資産適正化である貸出先の見直し、貸出金の細分化及び不良債権開示の実務を分析し、さらに一般事業会社の事業資産適正化を図るために必要な事業資産情報適正化の会計実務である減損会計を分析する。

第2章 注

- 1) 奥村洋彦『現代日本経済論』東洋経済新報社、2001年、115～119ページ。
- 2) 同上、155～156ページ。
- 3) 伊藤邦雄『現代会計入門』日本経済新聞社、

事業資産適正化の会計(大和田)

1998年, 525~526ページ。

- 4) 「事業分離等に係る会計処理に関する論点の整理」(企業会計基準委員会, 2004年4月28日), 第4項及び第5項。

分離企業や分離先企業などの表現は, 「事業分離等に係る会計処理に関する論点の整理」に記載されており, 「事業分離等に係る会計処理に関する論点の整理」を参照に構成した。

- 5) 奥村洋彦, 前掲注1, 133~135ページ。

- 6) 自己資本比率には, BIS規制や「早期是正措置」上の自己資本比率と財務分析上の自己資本比率とがあり, 本論文での自己資本比率はBIS規制や早期是正措置上の自己資本比率を指す。

- 7) 早川 豊編著『保守主義と時価会計』同文館, 2002年, 109ページ。

BIS規制上の自己資本比率の算出は, 次の計算による。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本 (基本的項目+補完的項目-控除項目)}}{\text{リスクアセット}}$$

1. 自己資本には, 次のものが含まれる。

(1) 基本的項目 (Tier1) は, ①資本勘定 (資本金, 法定準備金, 剰余金等) の額, ②単体自己資本比率には, 海外の特別目的会社の発行する優先出資証券部分のみ算入可能。

(2) 補完的項目 (Tier2) は, ①有価証券の含み益の45% (低価法の場合), ②不動産の再評価差額の45%, ③一般貸倒引当金 (リスクアセットの1.25%まで), ④負債性資本調達手段 (永久劣後債, 期限付劣後ローン等) の合計額をいう。

ただし, Tier2の額は, Tier1の額を限度として算入が可能。Tier2における期限付劣後ローン等は, Tier1の1/2を限度として算入が可能。

2. リスクアセットとは, 「万一の場合は貸倒れの危険がある資産」であり, リスクウェイトいわゆる掛け目は, 「リスクの度合い」を意味している。リスクの度合いは次の通りである。

①国債, 地方債, 現金等×0%, ②政府関係機関債等×10%, ③金融機関向け債権×20%, ④抵当権付住宅ローン×50%, ⑥通常のローン×100%

- 8) 銀行経理問題研究会編『銀行経理の実務』金融財政事情研究会, 2002年, 716ページ。
9) 大蔵省「我が国金融システムの改革」『金融システム改革とは』(1997年6月13日)。
10) 銀行経理問題研究会編, 前掲注8, 720ページ。
11) 金融機関の事業資産は, ほとんどが貸出金である。資産のリスクウェイトは, 現金や政府発行債

権などが0%であるのに対して, 通常のローンが100%となっている。つまり, 一般貸出金の少ない金融機関ほど自己資本比率は, 高くなるのである。

- 12) 銀行経理問題研究会編, 前掲注8, 721~722ページ。

早期是正措置は, 図の通りとなる。

	海外営業拠点を有する銀行	海外営業拠点を有しない銀行	措置の内容
非対象区分	国際統一基準に係る自己資本比率8%以上	国内統一基準に係る自己資本比率4%以上	
第一区分	国際統一基準に係る自己資本比率4%以上~8%未満	国内統一基準に係る自己資本比率2%以上~4%未満	【業務改善命令】経営改善計画の作成及びその実施命令
第二区分1	国際統一基準に係る自己資本比率2%以上~4%未満	国内統一基準に係る自己資本比率1%以上~2%未満	【事業縮小命令】増資計画の策定, 資産増加の抑制・圧縮, 新規業務への進出禁止, 既存業務の縮小, 店舗の新設禁止, 既存店舗の縮小, 子会社・海外現地法人の業務内容縮小と新規設立禁止, 配当支払の促成・禁止, 役員賞与等の抑制, 高金利預金の抑制・禁止などの命令
第二区分2	国際統一基準に係る自己資本比率0%以上~2%未満	国内統一基準に係る自己資本比率0%以上~1%未満	①金融機関の含み益を加えた純資産価値が正である場合。 ②含み益を加えた純資産価値が負の値であっても, 1) それまでの経営改善計画や個別措置の実情と今後の実現可能性, 2) 業務収支率等収益率の状況, 3) 不良資産比率の状況, 等を総合的に勘案の上, 明らかに純資産価値が正の値となる見込みがある場合。なお, 同区分に属さない金融機関であっても, 含み損を加えた純資産価値が負の値である場合や, 負の値となることが明らかに予想される場合は, 業務停止命令を発出することがありうる。
第三区分	国際統一基準に係る自己資本比率0%未満	国内統一基準に係る自己資本比率0%未満	【業務停止命令】業務の一部又は全部の停止命令。

- 13) 早川 豊編著, 前掲注7, 5ページ。

- 14) 「固定資産の会計処理に関する論点の整理」(企業会計審議会, 2000年6月23日), I。

- 15) 「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会, 2002年1月31日), 第91項。

- 16) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会, 2002年8月9日), 三。

- 17) FASB, *FAS 121-Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed of*, Mar. 1995. FASB,

FAS 144-Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets, Aug 2001.

IASB, *IAS 36-Impairment of Assets*, Jul. 1998.

18) FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No.7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, Feb. 2000. (平松一夫, 広瀬義州『FASB財務会計の諸概念』中央経済社, 2002年, 424ページ。)

19) IASBや日本会計基準で用いる回収可能価額とは、減損処理時点の正味売却価格と使用価値（現在価値）のいずれか高い方のことを指す。

20) 梅原秀継『減損会計と公正価値会計』中央経済社, 2001年, 121ページ。

「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」, 六。

IASB, *IAS40 - Investment Property*, Jan. 2001.

21) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」, 六。

第3章 事業資産情報適正化の実務及び会計

好況期に金融機関は、一般事業会社の金融機関離れを防ぐために一般事業会社に対して過剰な貸出を行っており、一般事業会社も金融機関や証券市場より容易に資金調達したことで、事業部門の多角化を図った。その結果、一般事業会社及び金融機関の事業資産は増大していった。不況期に転じることで、一般事業会社は低採算事業部門が、金融機関は不良債権が増加した。それに伴い一般事業会社及び金融機関では、事業資産の帳簿価額の回収不可能性が高くなった。

経営者は、取得原価会計では、帳簿価額の回収不可能性をFSに反映させてこなかった。近年の会計理論の中では、事業資産の帳簿価額の回収不可能性を率先してFSに反映させ、事業資産の回収不能額をPLに計上する会計実務が注目されており、その会計実務こそが、減損処理である。減損処理とは、事業資産の回収不可能性をFSに反映させ、評価差益を

計PL上せず回収不能額のみをPL計上する会計処理のことである。

事業資産の減損処理は、海外会計基準であるFASBやIASBの会計基準で、既に実施されている会計である。既に減損会計を実施している海外会計基準を基に、経営者が事業資産情報適正化を図った場合、事業資産の帳簿価額の回収不可能性がFSに反映されるため、当該事業資産情報は正確であると主張する。日本会計基準での事業資産の減損処理は、企業会計審議会が公表した金融商品会計と固定資産減損会計である。取得原価会計にも減損処理に準じる会計処理は、強制評価減として存在している。だが、わが国の一般事業会社の経営者は、強制評価減を実施してこなかったり。

そこで有価証券の減損処理を規定したものが金融商品会計である。さらに金融商品会計は、有価証券の減損処理のみを規定した会計基準ではなく、金銭債権（売掛債権及び貸付金）の減損処理も規定している会計基準である。事業資産の回収不可能性は、金融資産のみに生じているものではなく、不動産等の非金融資産にも生じている。そこで非金融資産の減損処理を規定したのが、固定資産減損会計である。一般事業会社の経営者は、減損会計を用いて事業資産情報適正化を図るべきである。しかし、事業資産の回収不可能性は、一般事業会社のみが生じているのではなく、金融機関にも生じている。

金融機関の事業資産である貸出金についても事業資産情報適正化を図るべきである。しかし、金融機関の事業資産は、一般事業会社に対する貸出金であるため、一般事業会社とは異なった事業資産情報適正化の会計実務を模索する必要がある。

そこで本章では、金融機関の事業資産情報適正化の実務を分析し、さらに一般事業会社が行う事業資産情報適正化の会計実務である減損会計について検討する。

第1節 金融機関の事業資産情報適正化

金融機関は、「銀行業における決算経理要領等について」(以下、決算経理要領という。)で、事業資産(貸出金)の回収不可能性の測定を自己査定結果により、商法及び企業会計原則等に基づき、各金融機関が定める引当金及び償却の計上基準に従い実施する²⁾。

1998年3月末から自己査定が全面的に導入されるまでは、事前に規制当局に償却申請を行い、証明を受けた金額のみ償却処理が認められる償却証明制度によっていた。しかし、償却証明制度が自己査定制度に切りかわったことから、金融機関は、自己の判断によって貸出金の回収不可能性の測定を行い、必要とされる金額を償却することが求められるようになった。

従って、規制当局の関与は、償却証明制度による事前チェックから、検査時の事後チェックとなったが、自己査定の結果は、当然、会計監査人の監査対象になるとともに、不良債権の開示を通じて、預金者等を含む利害関係者にFSを提供することになる。

また、BS上での貸倒引当金の計上場所についても、従来は資産である貸出金の控除項目とすることなく、負債の部に独立科目として計上する両建て処理が日本銀行業界の会計慣行となっていた。この取扱いについては、一般事業会社及び諸外国の金融機関等では、資産から控除する形式であることを勧告し、2000年3月期から資産の末尾に貸倒引当金を計上し、一括して控除する形となるようBSの様式改正が行われている³⁾。

そこで次項では、金融機関が行う自己査定による貸出先の見直しと貸出金の細分化とを分析する。

第1項 自己査定による貸出先の見直しと貸出金の細分化

金融機関のBSに占める貸出金の割合は高く、また収益源の多くは貸出金利息であるこ

とから、貸出金の質、すなわち信用リスクの評価及びその結果の反映は金融機関の経営の要といえる。

1998年3月末から導入された自己査定は、金融機関が有している貸出金、有価証券、外国為替、支払承諾等の事業資産について、金融機関が貸出金等の回収危険性や損失の発生可能性を検討及び分析し、その度合いに応じて分類区分することである。そこで金融機関は、事業資産の実態を正確に把握するため、半年に一度、自己査定を実施している。

自己査定の実務は、まず貸出先の債務者の財務及び経営状況に応じて「正常先」、「要注意先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」の債務者区分に分別する。その上で、金融機関は、債務者区分ごとに担保及び保証等による債権回収の可能性を評価して、資産を回収リスクの低い方から順に非(I)、II、III、IV分類の4段階に分類する。そして、金融機関は、自己査定の結果に基づき、貸出金等を正確に引当て及び償却することが求められる。

また、自己査定は、1996年6月に公布された「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」(金融機関健全性確保法)による銀行法改正にて導入された早期是正措置と密接な関係にある⁴⁾。早期是正措置が機能するためには、金融機関の自己資本が正確に算定される必要があるが、そのためには貸出金等の引当て及び償却が正確に行われていることが前提となる。従って、早期是正措置に係る一連の法規制を遵守する観点からも、貸出金に対する正確な引当て及び償却が求められる⁵⁾。

自己査定における貸出金の引当ての設定及び償却は、(1)信用格付に基づく債務者区分の実施、(2)保全状況等を加味した債権分類の実施(債務者区分ごと)、(3)債務者区分及び資産分類に基づく償却及び引当必要額の算定の手順で行われる⁶⁾。

そこで以下では、自己査定における貸出金の回収不可能性の測定の実務について論じる。なお、貸倒引当金の設定及び貸倒償却の詳細については、第5章にて分析する。

(1) 信用格付に基づく債務者区分の実施

貸出金の引当て及び償却は、債務者の財政状態及び債権保全状況等を加味して算定することから、信用格付に基づく債務者区分の実施は、金融機関の信用リスク管理体制と密接な関係にある。貸出金の回収不可能性の測定に必要な事項は、債務者の財務内容と格付機関による格付とであり、さらに信用格付とは、信用調査機関の情報等に基づき、債務者の信用リスクの程度を区分することである。

金融機関では、貸出戦略の策定、与信事後管理の強化及び決裁権限体系の整備等から、従来、各金融機関にて独自の信用格付が行われていたが、自己査定制度の導入以降、信用調査機関の情報等に基づき、信用格付と債務者区分との整合を図る必要が生じた。信用格付を基にして、債務者をその状況等に応じて「正常先」、「要注意先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」の五つに分類することが債務者区分である（図表3参照）。

上記が債務者区分による各債務者の定義で

ある。自己査定による債務者区分に際しては、債務者の実質的な財務内容、資金繰り、収益力等からその返済能力を検討し、債務者による貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえた事業部門の収益性の見通し、CFによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案する必要がある。

実態重視の観点から、中小及び零細企業等では、代表者の資力、親会社からの支援を勘案する場合、過去の支援実績や今後の支援見込み等を検討することになる。いずれにしても債務者区分は、前述の5区分である一方、各金融機関の貸出金運営体制等に基づく信用格付の区分数には制限がないことから、金融機関内の規定等によって信用格付と債務者区分の対応関係を明らかにしておく必要がある⁷⁾。図表4の1～12までの信用格付は、具体例として表示している。

(2) 保全状況等を加味した債権分類の実施

保全状況等を加味した債権分類の実施は、先に区分した債務者別の債権について、その資金使途、担保及び保証等による保全状況を勘案の上、I分類からIV分類までの四つに分類することになる。分類とは、貸出金を含む

図表3 信用格付に基づく債務者区分

自己査定に基づく分類債権	破綻先	破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。
	実質破綻先	実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。
	破綻懸念先	破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）をいう。
	要注意先	要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。
	正常先	正常先とは、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。

出所)『銀行経理の実務』(銀行経理問題研究会編, 2002年), 404~406ページより作成。

図表4 信用格付と債務者区分との対応関係の具体例

信用格付	信用リスクの程度		債務者区分	
1	実質リスクなし	信用リスク	正常先	
2	リスク僅少	小 ↑		
3	リスク少			
4				
5				許容範囲
6	要管理水準			大 ↓
7				
8				
9	重要管理水準	大 ↓	実質懸念先	
10				
11				
12	リスク顕在	大 ↓	破綻先	

出所)『銀行経理の実務』(銀行経理問題研究会編, 2002年), 407ページ。

対象資産をII, III及びIV分類に分けることであり, II, III及びIV分類とした資産は分類資産と称される。一方, 分類されない資産は, 非分類資産又はI分類資産と称される。I分類からIV分類までの各分類の定義は図表5の通りとなる。

保全状況等を加味した債権分類の目的は, 回収又は価値毀損の危険性の度合いに応じて引当て及び償却を行う対象債権の確定であるが, 銀行頭金や国債等を担保とする保全部分

や決済が確実な割引手形及び正常な運転資金は, 債務者区分と異なる分類とする必要がある(図表6参照)。

保全状況等を加味した債権分類の実施では, 債務者区分ごとの債権について, 担保及び保証等による保全を勧告して行うことになるが, 実際には先に非(I)分類を区分し, その残額についてIIからIV分類までの債権分類を行うことになる⁹⁾。債務者区分と債権分類の関係は, 図表7の通りとなる。

(3) 債務者区分及び資産分類に基づく償却及び引当ての算定

債権区分によって分類した債権については, 必要とされる貸倒償却又は貸倒引当金の繰入額を算定することになる⁹⁾。事業資産の回収可能性の悪化に応じて, 一般貸倒引当金, 個別貸倒引当金と進み, 最終的に貸倒償却に至ることになる。個別貸倒引当金及び貸倒償却は, 信用リスクの悪化が顕在化した破綻懸念先, 実質破綻先及び破綻先に対する債権について, 原則として個別債務者ごとに計算される。一般貸倒引当金は, 信用リスクが僅少又は顕在化するまでには至っていない正常先及び要注意先に対する債権について, 信用格付

図表5 保全状況等を加味した債権分類

債権分類	非(I)分類	II, IIIおよびIV分類されない資産であり, 回収の危険性または価値の毀損の危険性について問題のない資産のことである。
	II分類	債権確保上の諸条件が満足に満たされていない, あるいは信用上疑義がある等の理由により, その回収について通常の数値を超える危険を含むと認められる資産のことである。なお, II分類とするものには一般担保・保証で保全されているものと保全されていないものがある。
	III分類	最終の回収または価値について重大な懸念があり, したがって損失の発生の可能性が高いが, その損失額について合理的な推計が困難な資産のことである。ただし, 金融機関にとって損失の推計がまったく不可能とするものではなく, 個々の資産の状況に精通している金融機関自らのルールと判断により, 損失額を見積もることが適当とされるものである。
	IV分類	回収不可能または無価値と判断される資産のことである。なお, IV分類といっても, その資産が絶対的に回収不可能または無価値とするものではなく, 将来において部分的な回収はありうるが, 基本的に査定基準日において回収不能または無価値と判断した結果である。

出所)『銀行経理の実務』(銀行経理問題研究会編, 2002年), 407~408ページより作成。

の区分又は債務者区分ごとに算定することになる¹⁰⁾。

貸出金等の債権に対する回収不能額の見積りは、自己査定を通じて決算期ごとに行われ、回収不能又は無価値と判定された場合には、資産から直接減額する貸倒償却することになる。回収不能又は無価値までには至らないが

回収可能性に懸念がある場合には、貸倒引当金を設定することになる。

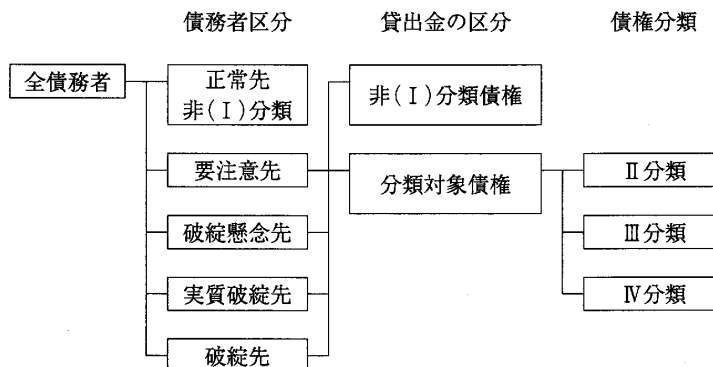
従って、いずれの場合も損失計上となることは同じであるが、貸倒償却の場合には債権の帳簿残高を減額するのに対し、貸倒引当金の場合には債権の帳簿残高はそのままとし、引当金が増加する点が異なる。

図表6 債務者の保全資産の概要

正常運転資金等	正常な運転資金＝売上債権（売掛金＋受取手形（割引分を除く））＋棚卸資産（通常在庫分）－仕入債務（買掛金＋支払手形）
優良担保・保証部分	預金等（預金、貯金、掛け金、元本保証のある金銭の信託、満期返戻金のある保険・共済）、国債等の信用度の高い有価証券及び決済確実な商業手形（振出人の財務内容及び資金繰り等に問題なく、かつ手形期日の決済が確実な手形）等
	公的信用保証機関（信用保証協会等）、金融機関の保証、複数の金融機関が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体と金融機関が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体による損失補償契約等の保証履行の確実性がきわめて高い保証（保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合及び自行が履行請求する意思がない場合を除く）
	一般事業会社による正式な保証契約のうち、原則として証券取引所上場または店頭公開の有配会社で、かつ保証人が十分な保証能力を有しているもの（なお、無配であっても、その原因が一過性のものであり、翌決算期には復配することが確実と見込まれる場合は優良保証とすることができる）
	住宅金融公庫の住宅融資保険、貿易保険制度による輸出手形保険及び海外投資保険等の分的保険のほか、民間保険会社による住宅ローン保証保険等
一般担保・保証部分	不動産担保、工場財団担保等の優良担保以外の担保で、客観的な処分可能性があるもの
	十分な保証能力を有する一般事業会社及び個人の保証が該当する（優良保証の対象となる一般事業会社の保証を除く）。
	なお、正式な保証契約ではない保証予約または経営指導書による場合は、当該保証会社の財務諸表にその旨が注記されているか、またはその内容が法的に保証と同等の効力を有することが明らかであることについて文書その他で確認できる場合、正式な保証契約と同等に取り扱うことができる。

出所)『銀行経理の実務』（銀行経理問題研究会編、2002年）、408～410ページより作成。

図表7 債務者区分と債権分類



出所)『銀行経理の実務』（銀行経理問題研究会編、2002年）、410ページ。

第2項 金融再生法による債権区分

金融機関の貸出金については、1998年10月に制定された「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下、金融再生法という。)により、1999年3月末から自己査定結果の開示が義務づけられた。金融再生法による債権区分は、前述の自己査定をベースとした開示である(図表8参照)。

なお、後述するリスク管理債権がその対象を貸出金に限定しているのに対し、金融再生法開示債権は、貸出金のほかに、貸付有価証券、支払承諾見返、外国為替、仮払金、未収利息など総与信残高を対象としている¹¹⁾。

金融再生法による貸出金の自己査定状況は、金融機関全体の場合、貸出金約641兆円のう

ち、貸出金の回収不能になる可能性がある金額が図表9の①+②を加算した約32兆円であり、利息の延滞や貸出条件の緩和された貸出金が約11兆円である。金融機関の規模別に分析すると、主要行の貸出金約350兆円のうち、正常債権、つまり貸出先の財政状態や経営成績に問題がない貸出金が約330兆円であり、それ以外の貸出金が約20兆円であるため、主要行の貸出金の回収不可能性は低いといえる。だが、信金、信組及び労金は、貸出金総額約105兆円のうち、正常債権が約94兆円であり、それ以外の貸出金が約10兆円であるために、信金、信組及び労金は、主要行よりも貸出金の回収不可能性が高い。

渡辺孝(2001)によると自己査定基準は、

図表8 金融再生法による債権区分

金融再生法開示債権	破産更正債権及びこれらに準ずる債権	破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
	危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
	要管理債権	3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権
	3か月以上延滞債権	元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、ならびに危険債権に該当しないもの
	貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改訂等を行った貸出債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、ならびに3か月以上延滞債権に該当しないもの
	正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、ならびに要管理債権以外のものに区分される債権

出所)『銀行経理の実務』(銀行経理問題研究会編、2002年)、709ページより作成。

図表9 預金取扱金融機関の金融再生法による貸出金の開示状況

	合計	正常債権	破綻更生債権等①	危険債権②	要管理債権③	①+②+③
主要行	350.3	330.0	4.1	10.8	5.4	20.3
地銀	139.0	130.8	2.5	3.9	1.7	8.2
地銀II	46.9	43.6	1.2	1.5	0.6	3.3
全国銀行	536.1	504.3	7.8	16.2	7.8	31.8
信金、信組、労金	104.5	94.1	3.7	3.9	2.7	10.3
総計	640.6	598.4	11.5	20.2	10.5	42.2

(2000年3月期、兆円)

出所)『不良債権はなぜ消えない』(渡辺孝、2001年)、45ページ。

統一的、画一的に整理されたものではなく、各金融機関が適切と考える判断が加味されているとして、金融機関の自己査定結果の開示について問題提起している¹²⁾。自己査定は、金融機関が自行の貸出金の回収不可能性を測定する目的として行う場合は、回収不能額は少ない方が良くもしい。しかし、投資家等への不良債権の開示を目的として貸出金の回収不可能性の測定を行う場合は、回収不可能性の測定を厳密に行うことで回収不能額を多く算定することで、それだけリスクが認識されているため、問題はないと本論文で主張する。

第3項 銀行法による債権区分

リスク管理債権は、銀行法第21条及び同施行規則により開示が求められている債権区分である。金融機関の不良債権は、1993年3月末から開示項目に追加されたが、その後、不良債権の開示範囲が拡大されるとともに、リスク管理債権と呼ばれるようになった。現在わが国の金融機関は、アメリカにおける不良債権のディスクロージャー基準とほぼ同様の内容となっている。

リスク管理債権は、銀行法施行規則等により、業務報告書のBSにおける注記事項の「財産の状態を正確に判断するために必要な

事項」として、「リスク管理債権情報」を記載することが求められている¹³⁾。

銀行法による債権区分の対象債権は、貸出金に限定されており、法定開示では、金融機関単体決算ベースのみでなく連結決算ベースでの開示も求められている。リスク管理債権は、貸出条件緩和債権、3か月以上延滞債権、延滞債権、破綻先債権に区分されている（図表10参照¹⁴⁾。

リスク管理債権は、図表9よりも金額が少ない。その理由は、銀行法による実務が金融再生法による実務よりも長い期間にわたって、回収不可能性の測定を行うからである。リスク管理債権の開示は、金融機関にとって最低限の情報開示である。具体的に図表11を分析すると、銀行法による実務は、金融再生法による実務よりも回収不可能性は少なく、その代わり利息の延滞している貸出金や貸出条件の緩和された貸出金が多い。金融機関の規模別について分析すると、主要行も協同組織金融機関も比率的に違いはない。

上記が金融機関の事業資産情報適正化である。金融機関の経営者は、貸出先の見直し及び貸出金の細分化を行い、さらにリスク別で貸出金を分類するという詳細な分析をすることで、事業資産情報適正化を図るべきである。つまり、自己査定により貸出金の回収不可能

図表10 銀行法による債権区分

リスク管理債権	破綻先債権	元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（日新口40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金
	破綻先債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金
	3か月以上延滞債権	元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金
	貸付条件緩和政権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金

出所)『銀行経理の実務』（銀行経理問題研究会編、2002年）、710ページより作成。

図表 11 預金取扱金融機関のリスク管理債権の状況

	行数	合計	破綻先債権	延滞債権	3ヵ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権
主要行	18	19.8	1.7	12.6	0.7	4.8
地 銀	64	7.6	0.9	4.2	0.2	2.3
地銀II	55	3.0	0.5	1.5	0.1	0.9
全国銀行	137	30.4	3.1	18.4	0.9	8.0
協同組織金融機関	733	11.0	1.9	5.5	0.3	3.4
総 計	870	41.4	5.0	23.9	1.2	11.4

(2000年3月期, 兆円)

出所)『不良債権はなぜ消えない』(渡辺孝, 2001年), 37ページ。

性を測定し、金融再生法及びリスク管理債権による実務で、金融機関が保有する事業資産、すなわち貸出金が不良債権か否かを開示する。

次節は、一般事業会社が事業資産適正化を図るために必要な事業資産情報適正化の実務と会計を分析する。

第2節 一般事業会社が保有する事業資産の減損処理

一般事業会社の経営者が、事業資産適正化を図るためには、事業資産情報適正化を図り、事業資産の帳簿価額の回収不可能性を把握することが重要である。一般事業会社が保有する事業資産は、性質上、金融資産と非金融資産に分類され、それぞれ減損処理の会計実務が異なる。また、事業資産は、市場価額があるか否かで市場価額評価を行うのか減損処理を行うのかも異なる。

そこで以下では、一般事業会社が保有する事業資産を図表12の通りに分類して、それぞれの減損処理について論じていく。

市場価格で回収不能額を測定する事業資産には、売買目的有価証券(トレーディング目的の有価証券)と、その他有価証券(持合株)で市場価格の認識可能なものに限られ、回収不能額を市場価格以外で測定する事業資産については、減損処理を行うことになる。一般事業会社では、定款にトレーディング業務を行う項目がない限り、売買目的有価証券がBSに計上されることはないため、一般事

業会社が市場価格で回収不能額を測定する事業資産は、市場価格の認識可能なその他有価証券ということになる。一般事業会社が行う減損処理は、市場価格で回収不能額を測定しない事業資産の回収不可能性を市場価額以外で測定することである。その結果、減損会計は時価会計ではなく、取得原価会計の範囲内で行われる会計処理である。

そこで次項では、一般事業会社が行う減損処理を金融商品会計で減損処理する事業資産と、固定資産減損会計で減損処理する事業資産とに区別して、金融商品会計の意見書及び実務指針に規定されている減損処理を検討する。

第1項 金融資産の減損処理

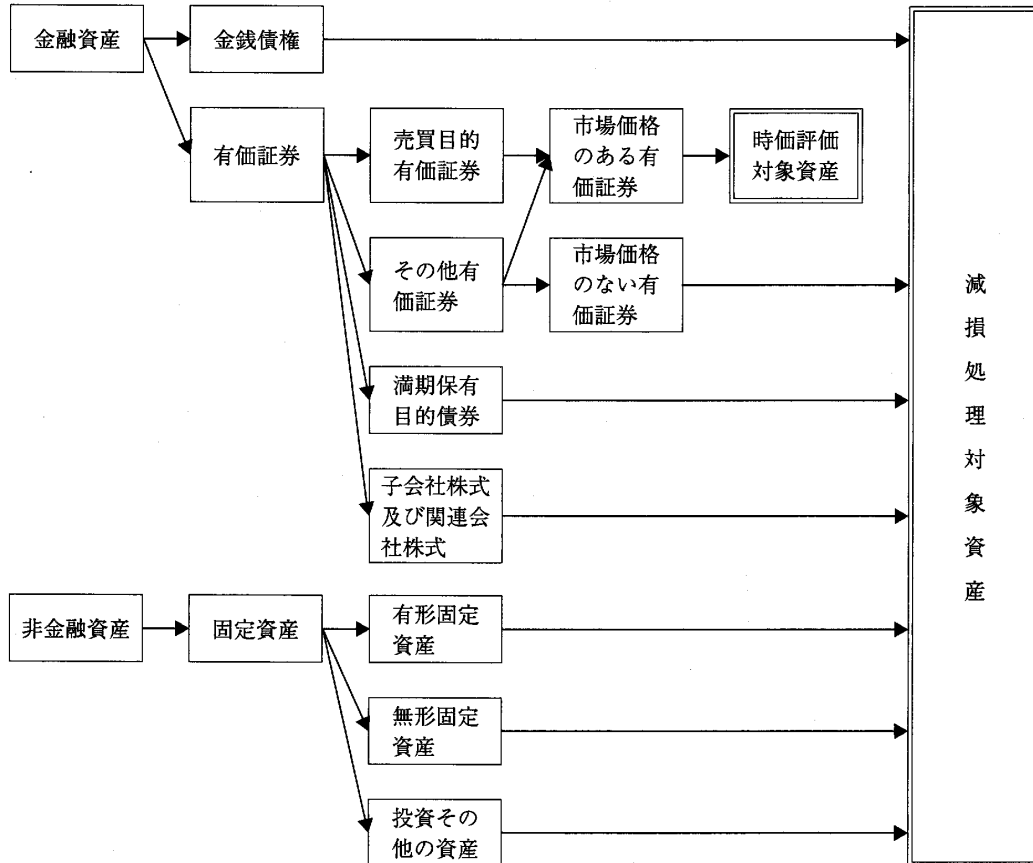
(1) 金銭債権の減損処理

① 金銭債権の回収不能額の測定

金融商品会計では、売掛債権(受取手形及び売掛金)、貸付金(短期及び長期)等の債権について、市場がない場合が多く、客観的な市場価格を測定することが困難であるため、金銭債権は、市場価格で回収不能額の測定を行わないと規定している。長期貸付金の取得においては、長期貸付金の債権金額と取得価額とが異なる場合がある。この差異が金利の調整であると認められる場合には、金利相当額を正確に各期のFSに反映させることが必要である。

従って、長期貸付金については、取得価額

図表 12 事業資産別による一般事業会社の減損処理



と債権金額との差額を弁済期に至るまで毎期一定の実務で帳簿価額に加減する会計処理（以下、償却原価法という。）を適用することとし、当該加減額は受取利息に含めて処理し、貸倒引当金の設定を行うと金融商品会計で規定されている¹⁵⁾。債務者の財政状態及び経営成績の悪化等による金銭債権の貸倒引当金の設定は以下で論じる。

② 金融商品会計での金銭債権区分

売掛債権と貸付金とに係る貸倒引当金については、「企業会計原則」注解 18 に基づき設定することとされており、貸倒引当金の具体的な設定の実務は会計慣行にゆだねられてきた。

これまでの会計慣行では、個別の債権の元本の回収可能性を重視して貸倒引当金が設定されていた。金融機関の貸出金については、

債務者の財政状態及び経営成績の悪化に対し正確な貸倒引当金の設定を行う観点から、1997年4月1日以後開始する会計年度以降、会計実務上、債務者の財政状態及び経営成績を考慮した分類に基づき、過去の貸倒実績率、担保の処分見込額、保証による回収見込額等を基礎として貸倒引当金が設定されている。このような状況の下において、金銭債権に関して、債権者の財政状態及び経営成績が悪化し、当初の契約条件に従い元本の回収又は利息の受け取りが不能である等債務者に問題が生じている場合に、貸倒引当金を正確に設定するための会計基準を整備する必要があった。

そこで金融商品会計では、金融機関の債権分類にならい、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を①経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（以下、一般債権という。）、②経営破綻の状態に至っ

ていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権（以下、貸倒懸念債権という。）、③経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（以下、破産更生債権等という。）の三つに区分し、その区分ごとに貸倒引当金の設定を行うことと規定した。

③ 金融商品会計による貸倒引当金の設定

一般債権については、金銭債権全体又は同種及び同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒引当金を設定することが可能である¹⁶⁾。

貸倒懸念債権については、一般債権と破産更生債権等の中間に位置し、個々の債権の実態に最も適合する設定の会計実務が必要である。貸倒懸念債権に係る貸倒引当金の設定の実務としては、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を考慮する会計実務と、元利金の将来のCFを見積もることが可能な場合に元利金のCFの予想額を当初の約定利率で割り引いた金額の総額と当該債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする会計実務とがあり、債務者の状況や債務返済計画等が変わらない限り、いずれかの会計実務を継続して適用する。

債務者が既に経営破綻等に陥っている場合の債権、すなわち破産更正債権等については、個々の債権ごとに担保等により回収不能額を貸倒引当金とする。

上記が金銭債権の減損処理であり、一般事業会社も金融機関と同様に貸付金を債務者ごとに区分し、それぞれ区分ごとに貸倒引当金の設定を行う。次に金融商品会計の意見書及び実務指針に規定されている有価証券の減損処理を検討する。

(2) 有価証券の減損処理

有価証券の市場価格による回収不能額の測

定を規定した金融商品会計は、取得原価会計では実施されてこなかった有価証券の減損処理を行う。金融商品会計を実施して経営者は、有価証券の事業資産情報適正化を図るべきである。

そこで以下では、有価証券の回収不能額の測定の会計処理を検討する¹⁷⁾。

① 売買目的有価証券の回収不能額の測定

市場価格の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（売買目的有価証券）については、投資家等にとっての有用な会計情報及び一般事業会社にとっての財務活動の成果は、有価証券の期末時点での市場価格に求められる。従って、売買目的有価証券の回収不能額の測定は市場価格で行う。

しかし、金融商品会計の実務指針によると一般事業会社が保有する有価証券を売買目的有価証券として分類するためには、有価証券の売買を生業としていることが定款の上から明らかであり、かつ、トレーディング業務を日常的に遂行しえる人材から構成された独立の専門部署によって、売買目的有価証券が保管及び運用されていることと規定されている¹⁸⁾。トレーディング業務をしていない一般事業会社は、売買有価証券がBSに計上されず、その結果、売買目的有価証券の回収不能性の測定を行うことが余りない。

② 満期保有目的債券の回収不能額の測定

一般事業会社が満期まで保有することを目的としていると認められる社債その他の債券（以下、満期保有目的債券という。）については、債券金額と帳簿価額に差異が生じている場合は、償却原価法によって回収不能額の測定を行う。

③ 子会社株式及び関連会社株式の回収不能額の測定

子会社株式及び関連会社株式については、

市場価格の変動を財務活動の成果とは捉えないために、子会社株式及び関連会社株式は、通常、回収不能額の測定は行わないが、実質価額が著しく下落した場合、回収不能額の測定を行う。

④ その他有価証券の回収不能額の測定

売買目的有価証券、満期保有目的債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（その他有価証券）には、企業間業務提携等の目的で保有する有価証券（持ち合い株）が含まれることになることから、その他有価証券は、長期的に売却することが想定される有価証券である。その他有価証券の回収不能額の測定については、その他有価証券に市場価格がある場合、市場価格で回収不能額の測定を行い、市場価格がない場合、通常、回収不能額の測定は行わない。しかし、当該その他有価証券の実質価額が著しく下落した場合、回収不能額の測定を行う。

⑤ 各有価証券の減損処理

一般事業会社は、市場価格で回収不能額の測定を行うその他有価証券以外に保有する有価証券の市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落したとき、市場価格が帳簿価格まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、有価証券の減損処理を実施する。市場価格のある有価証券の市場価格が著しく下落したときとは、個々の銘柄の有価証券の市場価格が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合であり、この場合は合理的な反証がない限り、市場価格が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められない。そのため、一般事業会社は、当該有価証券の減損処理を実施する。金融商品会計の実務指針では、個々の銘柄の有価証券の市場価格の下落率がおおむね30%未満の場合は、著しく下落したときに該当せず、30%以上50%未満の場合は、強制ではないが任意で有価証券の減損

処理を行ってもよいとしている。

一般事業会社が行う有価証券の減損処理は、満期保有目的債券と子会社株式及び関連会社株式と市場価格で回収不能額の測定を行わないその他有価証券とであり、当該有価証券の実質価額が50%以上下落した場合は、強制的に減損処理を行うこととなり、30%以上50%未満であった場合では、任意で減損処理を行うことが可能である¹⁹⁾。また、30%未満であった場合は、減損処理を行わなくてもよいと規定されているが、30%未満であっても減損処理を行うべきであると主張する。

満期保有目的債券、子会社株式及び関連会社株式、市場価格のないその他有価証券は、通常、回収不能額の測定は行わないが、実質価額が著しく下落した場合は、回収不能額の測定を行う。

一般事業会社の経営者は、有価証券が強制的に減損処理される以前に有価証券の減損処理を任意で行い、正確な事業資産情報を投資家等に開示するべきである。

上記では、一般事業会社が行う金融資産の減損処理を検討した。金融資産の減損処理は、金融商品会計に減損処理の規定があり、一般事業会社の経営者は、金融商品会計を実施して金融資産の事業資産情報適正化を図るべきである。一般事業会社が保有する事業資産は、金融資産よりも不動産等の非金融資産の方が多い。

そこで次項では、一般事業会社が行う非金融資産の減損処理である固定資産の減損処理の手順について検討する。

第2項 非金融資産の減損処理

固定資産は、取得原価会計では減価償却や臨時償却以外で回収不能額の測定が行われないため、固定資産減損会計が必要である。まず、固定資産減損会計の減損処理手順は、前述の図表2の通りとなる。

減損の存在が相当程度に確実であるとし、そのような場合には減損損失を認識する。

減損損失を認識するかどうかを判定するために見積られる将来CFは、少なくとも土地については使用期間が無限になりうることから、その見積期間を制限する必要がある。それは、長期間にわたる将来CFの見積りの不確実性が高くなるからである。そのため、減損損失を認識するかどうかを判定するため、将来CFを見積る期間は、CF生成単位の経済的残存使用年数又はCF生成単位中の主要資産（CF生成単位の将来CF生成能力にとって最も重要な構成資産）の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方と固定資産減損会計で規定されている²³⁾。

① 将来CFの見積り

将来CFは、CF生成単位の市場価格を算定するためではなく、一般事業会社にとってCF生成単位の帳簿価額が回収可能かどうかを判定するため、あるいは、一般事業会社にとってCF生成単位がどれだけの経済的な価値を有しているかを算定するために見積られることから、一般事業会社に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る。

将来CFの見積りの会計実務には、「最頻値法（生起する可能性の最も高い単一の金額を見積る方法）」と、「期待値法（生起し得る複数の将来CFをそれぞれの確率で加重平均した金額を見積る方法）」とがある。期待値法は、不確実性のある将来CFの生起しうる金額とその確率によって、その期待値を見積るため、確率分布を考慮しているという点で最頻値法よりも理論的には優れている。一般事業会社が、固定資産の使用や処分に関して、幾つかの選択肢を検討している場合や、生じ得る将来CFの幅を考慮する必要がある場合には、期待値法は有用である。実務上は、不確実性を確率として捉えることが困難であり、

最頻値法により一般事業会社の合理的な使用計画等に基づいて単一の金額を見積ることが一般的であるため、いずれの実務も固定資産減損会計では適用可能である²⁴⁾。

② 経済的残存使用年数の算定

CF生成単位中の主要資産の経済的残存使用年数は、CF生成単位が今後、経済的に使用可能と予測される年数である。CF生成単位中の主要資産の経済的残存使用年数は、固定資産の減価償却計算に用いられている税法耐用年数等に基づく残存耐用年数と著しい相違がある等の不合理と認められる事情のない限り、当該残存耐用年数を経済的残存使用年数とみなすことが可能である²⁵⁾。

(4) 減損損失の測定

減損損失を認識すべきであると判定されたCF生成単位については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。固定資産の回収可能価額は、CF生成単位に対する投資を売却と使用のいずれかの手段によって回収するため、売却による回収額である「正味売却価額（CF生成単位の市場価格から処分費用見込額を控除して算定される金額）」と、使用による回収額である「使用価値（CF生成単位の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来CFの現在価値）」とのいずれか高い方の金額である²⁶⁾。しかし、一般事業会社の経営者が、厳格に減損処理を行う場合は、低い方の金額を回収可能価額にすべきである。

① 正味売却価額

正味売却価額を算定する場合は、CF生成単位の市場価格から処分費用見込額を控除して行われる。正味売却価額を算定する場合は市場価格は、公正な評価額であり、通常、それは観察可能な市場価格をいう。市場価格が

観察できない場合には、合理的に算定された価額が市場価格になる²⁷⁾。

② 使用価値

使用価値の算定は、現在から将来にわたる回収可能性を反映することとなる。減損損失を測定する際に算定される使用価値は、今後生ずると見込まれる将来CFを、現時点の割引率を用いて割り引いた現在価値とすることが適当である。使用価値は、CF生成単位の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来CFの現在価値で算定する。使用価値は、DCF法によって算定されることになる。分子は、継続的使用によって生ずると見込まれる将来CFと処分によって生ずると見込まれる将来CF、すなわち正味売却価額とを合計した金額となる。これを使用価値の算定に際して用いられる割引率によって、現在価値に割り引く。使用価値の算定の会計実務をまとめると、以下の算定式となる。

使用価値＝

$$\frac{\text{継続的使用によって生ずると見込まれている将来CF} + \text{正味売却価額}}{\text{使用価値の算定に際して用いられる割引率}}$$

CF生成単位の使用価値の算定に際しては、

将来CFがその見積値から乖離するリスクを反映させる必要がある。その会計実務としては、「将来CFの見積りに反映させる方法」と、「割引率に反映させる方法」がある。前者を採用した場合、割引率は、貨幣の時間価値だけを反映した無リスクの割引率となり、後者を採用した場合、割引率は、貨幣の時間価値と将来CFがその見積値から乖離するリスクの両方を反映したものとなる²⁸⁾。

上記が非金融資産の減損処理であり、減損処理の内容をまとめると、図表14の通りとなる。

この段階では、固定資産の減損処理が終了せず、CF生成単位に属さない固定資産、すなわち共用資産及びのれんを含んだ固定資産として再度、減損損失の認識及び測定を行う。

(5) 減損損失の計上

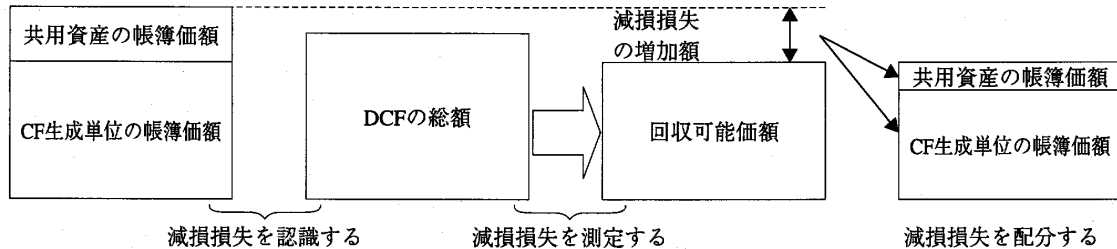
最後に算定された減損損失を計上していくことになる。減損損失の計上は、CF生成単位と共用資産及びのれんで算定された減損損失の総額を固定資産の帳簿価額の回収不能額、すなわち「固定資産評価損」として特別損失に計上する。減損損失をCF生成単位と共用

図表 14 非金融資産の減損処理手順の内容

グルーピング	独立してキャッシュ・フローを生み出す単位。 例：店舗、工場、遊休資産
減損の兆候	①営業活動から生じる損益またはキャッシュ・フローが3期連続してマイナス、マイナス見込み ②使用目的または回収可能価額を著しく低下させる変化が生じた、生じる見込み ③営業環境の変化 ④市場価額の変化
減損損失の認識	グルーピングした資産の経済的残存使用年数と20年とのいずれか短い期間における割引前将来キャッシュ・フローの総額よりもグルーピングした資産の帳簿価額が下回る場合。 経済的残存使用年数：グルーピングした資産が今後、経済的に使用可能と予測される年数。
減損損失の測定	グルーピングした資産の帳簿価額を回収可能価額まで減少し、減少額が減損損失として当期の損失とする。 回収可能価額：正味売却価額と使用価値とのいずれか高い金額 正味売却価額：①市場価額－処分費用見込額、②合理的に算定された価額－処分費用見込額 使用価値：継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれるキャッシュ・フローの現在価値

出所)「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会、2002年)、四より作成。

図表 15 減損損失の配分



出所)『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針について』(財務会計基準機構, 2003年), 17ページ。

資産とに配分すると、図表 15 の通りとなる。

第3節 小括

本章では、一般事業会社及び金融機関の経営者が事業資産の回収不能額を測定するための会計実務、つまり事業資産情報適正化の会計実務を分析した。

金融機関の経営者は、「自己査定による貸出先の見直しと貸出金の細分化」、「金融再生法による債権区分」及び「銀行法による債権区分」によって、事業資産情報適正化を図るべきである。その実務は次の通りである。金融機関の経営者は、まず、「自己査定による貸出先の見直しと貸出金の細分化」によって、貸出先を経営状況等で見直し、貸出金を利息の支払状況等を基に細分化して、金融資産の事業資産である貸出金の回収不能額の測定を行う。そのデータを基に、「金融再生法による債権区分」及び「銀行法による債権区分」によって、不良債権を把握する。

一般事業会社の経営者は、金融商品会計と固定資産減損会計とで事業資産情報適正化を図るべきである。従来、一般事業会社の経営者は、取得原価会計での回収不能額の測定を行ってこなかった。しかし、金融商品会計と固定資産減損会計が導入されることで、経営者は、二つの減損会計を実施して金融資産と非金融資産の回収不能額の測定を行うべきであると本論文で主張した。

金融資産の事業資産情報適正化の会計実務には、市場価格で回収不能額を測定する「市

場価格評価」と、回収可能性で回収不能額を測定する「減損処理」がある。市場価格評価の場合は、市場価格で回収不能額を測定し、経営者は、事業資産情報適正化を図るべきである。一方、減損処理の場合は、類似業種、類似規模等の市場価格を参考にして、回収不能額を推計することになり、事業資産情報適正化を図るには、恣意性が混入された複雑で合理的な計算を行う必要がある。非金融資産の場合には、市場価格評価が無理であるため、回収可能性で回収不能額を測定することになり、恣意性が混入された複雑で合理的な計算を行う必要がある。しかし、経営者が事業資産情報適正化を図る場合、回収不能額の測定に恣意性を排除し、合理的な計算手法を模索すべきであると本論文で主張した。

金融商品会計と固定資産減損会計の「意見書」を公表した企業会計審議会は、会計実務の詳細な規定を日本公認会計士協会や企業会計基準委員会に委託し、両者は実務指針や適用指針という名称で指針を公表している。本論文は、二つの指針ともに、一般事業会社及び金融機関では、経営者の恣意的な減損処理が行える指針になっていることを本論文で指摘した。

一般事業会社及び金融機関の事業資産情報適正化に向けた事業資産に生じている回収不能額より合理的な測定を模索している。なお、わが国の固定資産減損会計は、わが国で独自に開発したものではなく、会計先進国、アメリカを模範に取り入れたものである。一

般事業会社において、低採算事業部門は、経営不振を招く原因である。経営者は、低採算事業部門を処分して事業資産適正化を図るべきである。近年の一般事業会社が行う事業資産適正化は、不況対策として従業員の削減等を行う場合が多く見られる。そのような事業資産適正化を行った場合、将来の財務体質の改善に向かうというメリットがある。しかし、従業員のリストラは、長期的な財務体質の改善であるため、即効性のあるリストラを経営者は、模索する。その実務が、本論文でいう「企業分割」と「資産流動化」による事業資産適正化である。

そこで次章では、事業資産適正化の実務及び会計について分析する。

第3章 注

- 1) 岡内幸策, 小野兵太郎「不動産の市場価格評価」東洋経済新報社, 2001年, 73ページ。
- 2) 「銀行業における決算経理要領等について」(全国銀行協会, 1998年9月7日)。
- 3) 銀行経理問題研究会編『銀行経理の実務』金融財政事情研究会, 2002年, 400ページ。
- 4) 「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」(1996年6月21日)。
- 5) 銀行経理問題研究会編, 前掲注3, 402ページ。
早期是正措置とは、金融機関の自己資本比率が一定水準を下回った場合に、規制当局が経営改善計画の作成・実施命令から業務の一部及び全部の停止命令までの是正措置を適時及び適切に発動する制度である。
- 6) 「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」(金融監督庁, 1999年7月1日)。「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(銀行等監査特別委員会報告第4号)」(日本公認会計士協会, 1997年4月15日)。
- 7) 銀行経理問題研究会編, 前掲注3, 402~406ページ。
- 8) 同上, 406~414ページ。
- 9) 同上, 414~420ページ。

貸倒償却(直接償却)とは、貸出金の帳簿価額そのものを減額するものであり、原則として資産性がないと認められる場合の経理処理である。一

方、貸倒引当金繰入れ(間接償却)とは、貸出金の帳簿価額に対する評価勘定として貸倒引当金を設け、回収可能性に疑義がある金額を計上する経理処理である。

- 10) 同上, 414~415ページ。
- 11) 同上, 708~709ページ。
- 12) 渡辺 孝『不良債権はなぜ消えない』日経BP社, 2001年, 47ページ。
- 13) 「銀行法施行規則」(1982年3月31日)。
- 14) 銀行経理問題研究会編, 前掲注3, 709~711ページ。
- 15) 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会, 1999年1月22日), III, 四, 五。
- 16) 伊藤邦雄『現代会計入門』日本経済新聞社, 291~292ページ。

貸倒引当金を算定する合理的な基準には、過去の貸倒実績率のほかに日本税法で規定されている繰入率による貸倒引当金の設定がある。

繰入率とは、日本税法で定められた貸倒の割合であり、企業の業態で割合が異なる。

- | | |
|--------------------|------|
| a. 卸売業・小売業 | 1.0% |
| b. 割賦販売小売業・割賦購入斡旋業 | 1.3% |
| c. 製造業 | 0.8% |
| d. 金融業・保険業 | 0.3% |
| e. これら以外の業種 | 0.8% |

この繰入率を債権金額に乗じて貸倒引当金繰入額の算定を行う。

- 17) 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会, 1999年1月22日), III, 四。
- 18) 「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会, 2002年1月31日), 第65項。
市場価格の変動により利益を得ることを目的として保有するとは、短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有することをいい、通常は同一銘柄に対して相当程度の反復的な購入と売却が行われるものをいう。
- 19) 同上, 第91項。
- 20) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会, 2002年8月9日), 四, (6), ①。
「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会, 2003年10月31日), 第70項。
- 21) 財務会計基準機構『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針について』第一法規, 2003年, 17ページ。

「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」

- 第72項。
- 22) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」, 四, 2, (1).
 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」, 第12~15項。
 朝日監査法人『固定資産の減損会計』大蔵財務協会, 2002年, 14ページ。
 減損の兆候とは, 固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態生じている可能性を示す事象である。
- 23) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」, 四, 2, (3).
- 24) 同上, 四, 2, (4).
 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」, 第120項。
- 25) 同上, 第21項。
- 26) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」, 四, 2, (3).
- 27) 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」, 第28項。
- 28) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」, 四, 2, (5).
 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」, 第34項, 第45項, 第124項。
 財務会計基準機構編, 前掲注21, 37ページ。

第4章 事業資産適正化の実務及び会計

企業分割に関連する制度が, 図表16の通りに整備されていくことで, 好況期に事業部門の多角化を行った一般事業会社の経営者は, 不況期により生じた低採算事業部門を様々な

実務によって処分すべきである。その実務こそが企業分割や資産流動化である。

企業分割は, 「会社分割に関する会計処理(会計制度委員会研究報告第7号)」及び「事業分離等に係る会計処理に関する論点の整理」によって, 会計処理を行う¹⁾。企業分割とは, 一般事業会社が保有する事業資産を個別に処分する実務ではなく, 事業部門単位で処分する実務である。

そこで本論文では, 一般事業会社が行う事業資産適正化の実務を事業部門の独立と処分とに区別して, 前者は完全子会社型企業分割と兄弟会社型企業分割で, 後者は物々交換型企業分割と減資型企業分割で行うべきであると主張する。

そこで次節では, 一般事業会社が行う事業部門の独立と処分とによる企業分割の基本パターンを論じる。

第1節 事業部門の独立

企業分割関連制度が整備されていくことで好況期に事業部門の多角化を図った一般事業会社の経営者は, 不況期の影響により増加した低採算事業部門を様々な実務によって独立及び処分すべきである。企業分割の実務には, 事業部門単位の独立と処分がある。企業分割は, 一般事業会社が保有する事業部門の事業資産を個別に処分する実務ではなく, 事業部

図表16 企業分割関連制度の整備

年度	項目	内容・影響等
1997	純粋持株会社解禁	純粋持株会社を活用した企業組織再編が可能となる。
	合併手順の簡素化	株主総会決議要件簡素化, 簡易合併導入。
1999	合併等審査基準の簡素化	小規模の合併・営業譲渡等の公正取引委員会への提出不要化。
	株式交換・株式移転制度導入	完全親子会社関係創設手続きの円滑化。
2001	会社分割制度導入	事業分割等手続きの円滑化。多様な再編が可能となる。
	企業組織再編税制導入	適格企業組織再編の資産譲渡益課税を繰延。
2002	連結納税制度の導入	グループ内企業の損益を通算して課税。組織再編に対する租税の中立性確保。持株会社体制移行を促進。

出所)『企業再編の実務』(みずほ総合研究所, 2003年), 19ページ。

門単位で独立及び処分する実務である。

まず、企業分割するにあたり、必要なのは事業部門の独立である。一般事業会社は、事業部門を独立することで連結グループ内の経営指標が連結単位から個別単位へと移行する。各事業部門の採算性は、一般事業会社全体で表されていた経営指標が、事業部門を独立することにより、各事業部門の採算性が個別に表されるため、経営者は事業部門の採算が取れているか否かを判断することが可能になる。

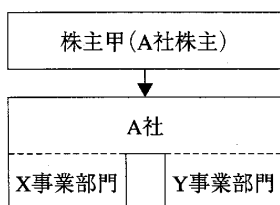
そこで本論文では、分離企業をA社とし、当該A社の事業形態を図表17と仮定して、A社が自社保有する事業部門の独立の実務を分析する。

第1項 完全子会社型企业分割による事業部門の独立

一般事業会社が事業部門を独立する実務には、分離企業が新設企業を設立して、当該新設企業に事業部門を譲渡し、譲渡対価を新設企業が発行する株式を受け取ることによって事業部門を独立することである。

当該企業分割を図表17にあてはめて分析すると、分離企業をA社、新設分離先企業をB社とした場合、A社は中核事業部門であるX事業部門と非中核事業部門であるY事業部門を営んでいる。A社は、新設分離先企業であるB社に対して低採算事業部門であるY事業部門を企業分割し、当該Y事業部門の事業資産及び事業負債を譲渡することになる。B社は、当該事業部門の譲渡に伴い発行する新株すべてをA社に割り当てた結果、B社はA社の完全子会社となる。

図表17 分離企業(A社)の事業形態



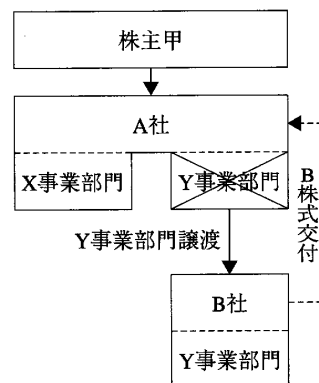
当該企業分割を完全子会社型企业分割として定義すると、完全子会社型企业分割によるA社の企業分割は図表18の通りとなる。

完全子会社型企业分割の取引内容をまとめると、A社は、X事業部門とY事業部門とを営んでいた。A社は、Y事業部門が低採算事業部門であるため、Y事業部門を譲渡することにした。そこでA社は、新たにB社を設立して、Y事業部門をB社に譲渡する。B社は、A社より事業部門を譲り受けたことで対価を支払うことになる。B社は、A社に対して、B社が発行した株式すべてを対価として支払う。A社は、B社株式をすべて受け取ったため、B社は、A社の完全子会社となったのである。A社の事業形態は、図表17の通りであったが、完全子会社型企业分割を行ったことでA社の事業形態が図表19の通りとなる。

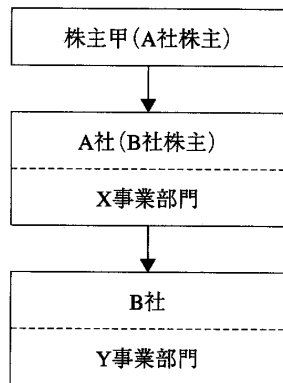
一般事業会社の経営者が、低採算事業部門を譲渡する理由については、分離企業の経営活動を改善するためである。低採算事業部門は、時価ベースで債務超過に陥っていないが純資産額は少ない。一般事業会社は、採算事業部門と低採算事業部門とをあわせるよりも低採算事業部門をほかの一般事業会社へ譲渡することで低採算事業部門によって、影響を受けていた分離企業の経営活動が改善させる。

次項では、A社が事業部門を子会社化するのではなく、違う事業形態で企業分割する実務について分析する。

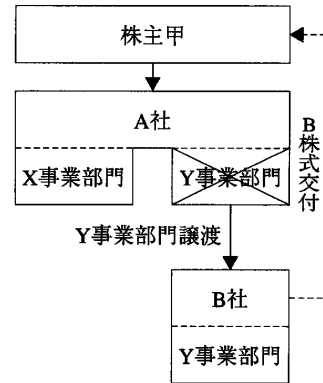
図表18 完全子会社型企业分割の流れ



図表 19 完全子会社型企業分割によるA社の事業形態の変化



図表 20 兄弟会社型企業分割の流れ



第2項 兄弟会社型企業分割による事業部門の独立

一般事業会社の経営者が行う事業部門の独立には、完全子会社型企業分割以外にも違う実務がある。それは、A社がB社に対してY事業部門を譲渡するまでは、完全子会社型企業分割と同様であるが、異なる点は、B社が発行する譲渡対価である株式を分離企業の株主に対して交付する実務である。

完全子会社型企業分割では、B社がA社に対して株式すべてを発行するため、B社はA社の子会社となる。当該企業分割では、A社の株主（以下、株主甲という。）に対して株式すべてを発行するため、A社の子会社にならない。しかし、B社はA社と同様の株主であるため、A社と同格の一般事業会社となる。

本論文では、当該企業分割を兄弟会社型企業分割と定義し、兄弟会社型企業分割の流れは、図表20の通りとなる。

完全子会社型企業分割では、A社が保有するY事業部門が子会社（B社）となり、A社よりY事業部門が分離した。一方、兄弟会社型企業分割では、完全子会社型企業分割と同様にY事業部門を分離するのであるが、分離したY事業部門は、A社の子会社にならずA社より独立した一般事業会社となる。

完全子会社型企業分割は、A社より独立したY事業部門が個別単位で見ると分離したよ

うに見えるが、当該企業分割は連結単位で企業分割したことになる。一方、兄弟会社型企業分割は、A社がB社株式を受け取っていないため、A社のY事業部門は、個別単位でも連結単位でもA社より独立した形となる。

兄弟会社型企業分割により、A社は、Y事業部門を事業形態上独立したことになる。兄弟会社型企業分割を行うことでのA社の事業形態の変化は、図表21の通りとなる。

上記が企業分割による事業部門独立の実務である。事業部門独立の実務には、事業部門を子会社とする実務と兄弟会社とする実務とがあり、分離企業は、企業分割を実施することで、低採算事業部門を事業形態上では分離することが可能となった。

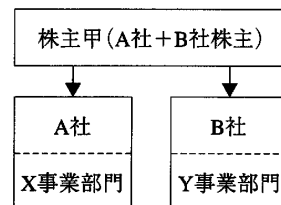
そこで次項では、事業部門独立時に行われる会計処理について論じていく。

第3項 事業部門独立時の会計処理

① 完全子会社型企業分割の会計処理

企業分割するには、A社がY事業部門をB

図表 21 兄弟会社型企業分割によるA社の事業形態の変化



社に譲渡することから始まる。なぜなら、A社がB社にY事業部門を譲渡した後に、B社が譲り受けた事業部門の対価をA社に支払うからである²⁾。

そこで以下より、売り手であるA社、買い手であるB社、売り手の株主である株主甲の事業部門独立時の会計処理を分析する。

【A社の会計処理】

A社は、譲渡するY事業部門に係る事業資産及び事業負債をBSから減少させ、譲渡対価として事業部門の純資産額(事業資産－事業負債)と同額のB社株式を取得する。完全子会社型企業分割では、A社がB社株式をすべて受け取るため、B社がA社の完全子会社になる。その結果、A社は、B社株式の計上をせずに子会社株式の計上を行う。しかし、完全子会社型企業分割の場合は、A社とB社とが親子会社関係になったため、「支配の継続」が認められ、会計処理が「簿価引継法」となり、A社はY事業部門をB社に譲渡したが、事業売却益は計上できない³⁾。

A社は、B社にY事業部門を譲渡したことで、Y事業部門に属する事業資産及び事業負債を減少させ、純資産額(事業資産－事業負債)と同額金額の子会社株式が増加する。

【B社の会計処理】

完全子会社型企業分割をB社側から見た場合、B社は、A社よりY事業部門を譲り受けたことで、Y事業部門に属する事業資産及び事業負債が増加した。B社は、Y事業部門の譲渡対価として、自社が発行する株式すべてをA社に支払う。A社に支払った株式の総額がY事業部門の資本金となり、Y事業部門の資本金額は、B社がA社に対して発行した株数に株式の額面金額を乗じた金額が資本金額となる。譲り受けたY事業部門の純資産額から資本金額を控除した金額がY事業部門の資本剰余金額となる。

【株主甲の会計処理】

完全子会社型企業分割は、当該取引がA社とB社間で行われたため、株主甲に影響はない。その結果、株主甲は、保有株式の変更を行うことがない。

上記が完全子会社型企業分割時に行われる会計処理である。次に兄弟会社型企業分割時に行われる会計処理を分析する。

② 兄弟会社型企業分割の会計処理

兄弟会社型企業分割は、完全子会社型企業分割と同様にA社がB社に対してY事業部門を譲渡するが、B社は、譲渡対価をA社ではなくA社の株主である株主甲に対して株式すべてを交付する。兄弟会社型企業分割は、完全子会社型企業分割と異なった会計処理が行われる⁴⁾。

【A社の会計処理】

兄弟会社型企業分割時のA社は、B社に対してY事業部門を譲渡するまで、完全子会社型企業分割と違いはない。しかし、B社は、A社より譲り受けたY事業部門の対価をA社ではなく、A社の株主である株主甲にB社が発行する株式すべてを交付する。A社は、Y事業部門に属する事業資産及び事業負債のほか、Y事業部門に属する資本金や資本準備金もB社に譲渡することになる。

A社は、Y事業部門をB社に譲渡したことで、Y事業部門に属する事業資産及び事業負債が減少する。それと同時にA社は、自社が保有する全事業部門のうち、Y事業部門の割合を算定する。その割合に応じて、A社は、自社がBSに計上している資本金及び資本準備金をB社に譲渡することになる。

B社に譲渡する資本金の算出は、以下の算式によって決定される。

$$\text{資本金} = \text{A社の資本金} \times \frac{\text{Y事業部門の純資産額(簿価)}}{\text{Y事業部門の純資産額(簿価)} + \text{Y事業部門の純資産額(簿価)}}$$

資本剰余金の算出は、以下の算式によって決定される。

$$\text{資本剰余金} = \text{A社の資本剰余金} \times \frac{\text{Y事業部門の純資産額（簿価）}}{\text{X事業部門の純資産額（簿価）} + \text{Y事業部門の純資産額（簿価）}}$$

兄弟会社型企業分割は、A社の事業形態上、Y事業部門が分離したかのように見える。しかし、B社は、A社から譲り受けたY事業部門の対価をA社の株主である株主甲に自社が発行する株式すべてを交付したため、A社とB社との株主が同一化してしまい、当該企業分割取引も「支配の継続」が認められ、A社は、簿価引継法によって会計処理を行うこととなる⁵⁾。

【B社の会計処理】

兄弟会社型企業分割時のB社は、A社からY事業部門を譲り受けたため、Y事業部門に属する事業資産及び事業負債が増加する。また、B社は、A社からY事業部門に属する資本金や資本準備金も譲り受けたために資本金や資本準備金についても、A社から譲り受けた金額が増加することになる。

【株主甲の会計処理】

A社の株主である株主甲は、完全子会社型企業分割がA社B社間での取引であったために株主甲の会計処理がなかった。一方、兄弟会社型企業分割は、企業分割がA社B社間で行われたが、B社が譲渡対価を株主甲に対して株式を交付したため、株主甲の会計処理が発生する。株主甲は、B社株式を受け取ったため、B社株式が増加する。さらにA社が保有していたY事業部門が減少したため、Y事業部門に属するA社株式が減少する。金額については、Y事業部門がA社全体のどの程度の割合であったかを算出する必要がある。金額の算出の会計実務には、事業部門の構成比率を用いて算出をする。その結果、株主甲は、A社株式が減少し、その金額に見合った金額

だけB社株式が増加する。

上記が事業部門独立の実務と会計とである。次項では、事業部門独立の具体的事例を検討する。

第4項 事業部門独立の具体的事例

本論文では、一般事業会社が行う事業部門の独立の具体的事例にNECと日立製作所を挙げる。

(1) NECのケース

NECは、完全子会社型企業分割により半導体事業部門を分社化し、新たに一般事業会社を設立した。同社の事業部門独立のねらいは、①NECの事業部門を大きく二つに分け、各々に経営資源を集中すること、②半導体事業部門に独自のファイナンス手段を持たせることによる財務資源の最適調達、③財務体質の強化の三つにある。発足当初は、NECが新設企業の株式を100%保有するが、今後、早い時期の株式公開を目指し、株式公開時にNECは70%程度の株式を保有するとしている⁶⁾。

(2) 日立製作所のケース

日立製作所は、完全子会社型企業分割により同社のディスプレイ事業部門を100%出資子会社の日立ディスプレイズに分社化した。同社は、ディスプレイ事業部門に関わる企画、開発、設計、製造から販売までを日立ディスプレイズに集約し、さらなる意思決定のスピードアップを実現することで、ディスプレイ専業メーカーとして安定的な高収益体制を確立することを狙いとしている⁷⁾。

上記が、事業部門独立の具体的事例である。NECにしても日立製作所にしても事業部門の独立を行うことは、中核事業部門に経営を集中させることを目標としていると分析した。事業部門の独立は、次節で分析する子会社株

式の売却を前提として行われるケースが多い。その理由は、事業部門の独立が分離企業と分離先企業が同じ連結グループとなってしまう。

そこで次節では、一般事業会社が事業資産適正化を図るために必要な事業部門の処分の実務を分析する。

第2節 事業部門の処分

事業部門は、連結グループ外の一般事業会社に対して譲渡することで、経営者は事業資産適正化を図ることが可能となる。分離企業の個別FSで消滅したとしても、分離先企業が子会社や兄弟会社であった場合、当該企業分割取引が連結グループ内での取引であるため、企業分割が行われなかったことになってしまう。事業部門を処分するには、分離企業が新設分離先企業に事業部門を譲渡するのではなく、連結グループ外の既存分離先企業に譲渡することで可能となる。

事業部門の処分は、企業分割による実務以外でも子会社株式の売却によって、事業部門の処分することが可能である。

そこで本節では、一般事業会社が事業資産適正化を図るための実務である事業部門の処分について論じていく。そこで連結グループ外の既存分離先企業をC社と仮定し、C社はY事業部門を営んでいるとする。C社の事業形態を表せば図表22の通りとなる。

第1項 子会社株式の売却

子会社株式の売却は、子会社株式を連結グループ外の一般事業会社に売却する取引である。企業分割の実務と比較して、子会社株式

の売却は、手続が簡便であり頻繁に用いられている。子会社株式を100%売却すると親会社と子会社との資本関係は失われるが、一部売却の場合は維持される。親会社は、売却後の子会社との取引関係や、親会社が子会社にどの程度の影響力を行使し続けようとするか等の要素に応じて売却比率が決定されるが、親会社が事業部門の処分を目的とする場合には、一般的に売却後の議決権保有比率は、過半数を下回ることが多い。親会社は、子会社株式売却の対価として現金収入が得られ、売却価格によっては売却益を得ることも可能である。売却資金は負債の削減やリストラの原資、中核事業部門の強化等に充当することも可能である⁸⁾。当該子会社株式の売却の一連の流れは、図表23の通りとなる。

子会社株式の売却は、完全子会社型企業分割以降に行われ、完全親会社であるA社が完全子会社であるB社の株式を全部又は一部売却することでA社は、子会社であるB社とB社に伴うY事業部門とを処分することが可能となる。子会社株式売却を行ったことでのA社の事業形態の変化は、図表24の通りとなる。

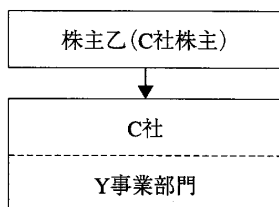
第2項 既存企業への事業部門譲渡

(1) 物々交換型企業分割

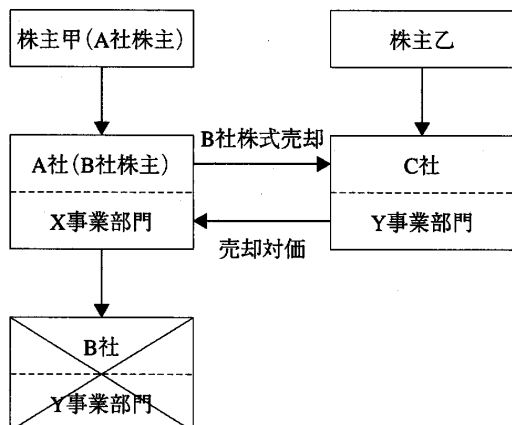
Y事業部門のみを営んでいる既存企業のC社に譲渡する企業分割は、完全子会社型企業分割と類似している。しかし、完全子会社型企業分割と異なるのは、Y事業部門を譲渡したことで分離先企業であるC社が、A社の子会社にならないことである。

完全子会社型企業分割では、A社に対してB社が発行する株式をすべて受け取ったため、B社は、A社の完全子会社となった。一方、A社に対してC社が発行する株式を受け取る当該企業分割は、Y事業部門の譲渡に伴いC社が発行した株式がC社の全株式を占めているのではないため、C社は、A社の完全子会社にはならない。

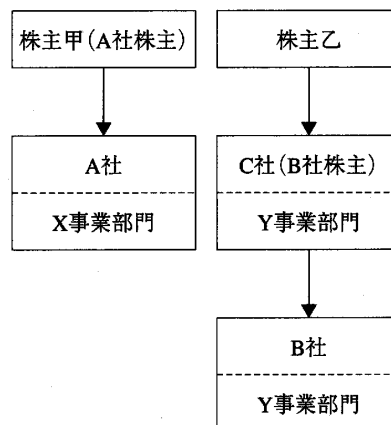
図表22 既存分離先企業(C社)の事業形態



図表 23 子会社株式売却の流れ



図表 24 子会社株式売却後の A 社の事業形態の変化



当該企業分割を本論文では、物々交換型企業分割とし、物々交換型企業分割の流れについては、図表 25 の通りとなる。

物々交換型企業分割は、A社が既存分離先企業であるC社に対してY事業部門を譲渡しても、C社はA社の子会社や兄弟会社になることはないため、A社は、事業部門の処分を行うことが可能となる。A社が受け取った譲渡対価は、完全子会社型企業分割と類似しているが、完全子会社型企業分割では、B社が株式すべてをA社に対して交付したことによりB社がA社の子会社となった。一方、物々交換型企業分割では、C社が譲渡対価をA社に対して株式を発行し、C社が発行した株式がC社すべての株式でないため、C社が、A社の子会社にならない。A社とC社の間に連結関係がなくなったということは、A社が保有していたY事業部門が完全にA社より分離

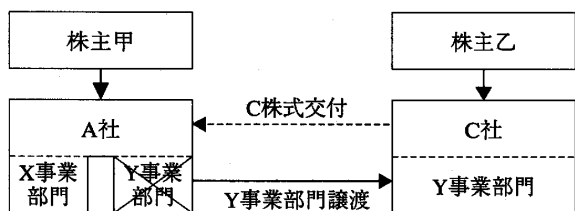
し、その結果、A社は事業部門の処分を行ったこととなる。

上記が物々交換型企業分割を行ったA社の事業形態である。事業形態の変化をまとめると、図表 26 の通りとなる。

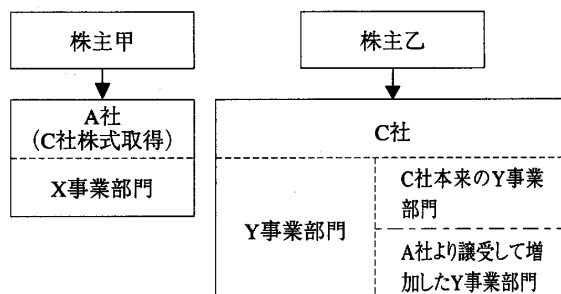
(2) 減資型企業分割

減資を用いた企業分割（以下、減資型企業分割という。）は、物々交換型企業分割と同様に、A社のY事業部門を既存企業C社に対して譲渡する企業分割をいう。物々交換型企業分割と異なる点は、譲渡対価であるC社株式が株主甲に発行されることである。当該企業分割は、兄弟会社型企業分割と類似している。兄弟会社型企業分割は、A社が新設分離先企業であるB社に対して事業部門の譲渡を行った企業分割であるが、減資型企業分割は、既存分離先企業であるC社に対して事業部門

図表 25 物々交換型企業分割の流れ



図表 26 物々交換型企業分割後の A 社の事業形態の変化



の譲渡を行った企業分割である。

兄弟会社型企业分割は、A社が保有する事業部門をA社が新しく設立したB社に事業部門を譲渡して譲渡対価であるB社株式を株主甲に発行するに對し、減資型企业分割は、A社がY事業部門のみを営む既存企業のC社にY事業部門を譲渡して譲渡対価であるC社株式を株主甲に発行する。

両者は、A社が譲渡する事業部門の譲渡先が新設分離先企業であるのかと既存分離先企業であるのかで異なる。新設分離先企業に譲渡した場合は、A社とB社との株主が同一化することに対して、既存分離先企業に譲渡した場合は、A社とC社とにそれぞれの株主が存在するので連結関係は生じない。

上記が、減資型企业分割の流れを図で表すと図表27の通りとなる。

減資型企业分割は、A社保有のY事業部門を既存分離先企業であるC社に譲渡することで事業部門の処分が可能になる。譲渡対価については、C社が発行する株式を株主甲に発行したことで、A社とC社の間に連結関係は存在せず、完全に企業分割が実施されたことになる。減資型企业分割を行った場合、A社の事業形態の変化は、図表28の通りとなる。

上記が企業分割による事業部門処分の実務である。事業部門処分の実務には、事業部門と株式を物々交換する実務と、減資により事業部門を処分する実務とがあり、分離企業は、当該企業分割を実施することで、低採算事業部門を分離することが可能である。

そこで次項では、事業部門の処分時に行われる会計処理について分析する。

第3項 事業部門処分時の会計処理

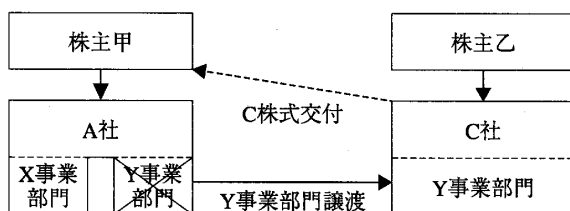
① 物々交換型企业分割の会計処理

A社は、子会社設立による企業分割を行うことで、A社にとっての低採算事業部門であるY事業部門を分離することが可能となった。しかし、A社は、新設分離先企業であるB社との間に連結関係が生じてしまったため、簿価引継法によって会計処理することになった。A社は、Y事業部門をB社に対して譲渡したが、簿価引継法では事業売却益を計上しない。つまり、連結FSで両社の企業分割を見た場合、当該企業分割は実施されなかったことになる。しかし、連結グループ外の一般事業会社に対する事業部門譲渡、つまり事業部門の処分によって、A社と既存分離先企業であるC社との間に連結関係は生じることがなく、A社は当該企業分割を事業部門の売却として認識する⁹⁾。

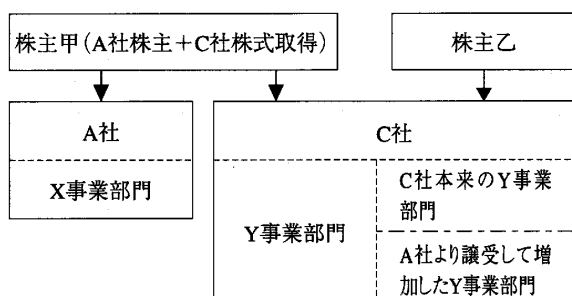
【A社の会計処理】

A社の会計処理は、完全子会社型企业分割と類似しているが、完全子会社型企业分割と異なる点は、譲渡対価と金額との違いである。完全子会社型企业分割は、B社が発行した株式をA社がすべて受け取ったため、A社のBSに子会社株式が増加した。その結果、A社の会計処理は、簿価引継法を用いて行うこととなり、事業売却益が計上できなかった。

図表27 減資型企业分割の流れ



図表28 減資型企业分割後のA社の事業形態の変化



一方、物々交換型企業分割では、C社は、C社株式すべてをA社に対して交付したのではなく、企業分割に伴って株式を発行したため、C社はA社の子会社にならない。A社の会計処理は、売買処理法となり、Y事業部門の純資産に含み益が存在している場合、A社は事業売却益を計上する¹⁰⁾。

A社の仕訳について論じると、A社が譲渡対価として受け取ったC社株式の価額は、市場価額で算出され、譲渡するY事業部門の純資産との差額が事業売却益となる。

【C社の会計処理】

物々交換型企業分割の場合、C社の会計処理は、C社がA社からY事業部門を譲り受け、資本金及び資本剰余金を増加させる。C社の仕訳は、借方がY事業資産の増加となり、貸方がY事業負債と資本金及び資本剰余金の増加となる。C社の資本金額は、C社が発行した株式に額面金額を乗じた金額となり、資本剰余金額は、譲り受けたY事業部門の純資産額から資本金額を控除した金額となる。C社の仕訳は、A社が売買処理法によって会計処理を行うため、C社も売買処理法によって会計処理を行う。

【株主甲の会計処理】

株主甲の仕訳は、完全子会社型企業分割と同様に、当該企業分割がA社C社の間で行われたため、仕訳が生じない。

② 減資型企業分割の会計処理

【A社の会計処理】

A社の仕訳は、兄弟会社型企業分割と同様の会計処理を行い、譲渡に伴う資本金と資本剰余金の金額を算出することになる。また、移転価額と移転原価（譲渡する事業資産及び事業負債の帳簿価額）の差額が、事業売却益となる。

【C社の会計処理】

C社が譲り受けるY事業部門に伴う事業資産及び事業負債は、市場価格で計上する。C社が発行した株式に額面金額を乗じた金額を資本金、差額が資本剰余金となる。

【株主甲の会計処理】

株主甲の会計処理は、次の手順で行う。まず、株主甲はA社のX事業資産とY事業資産との公正な評価額の比率（事業部門構成比率）を、X事業部門の純資産額に対するY事業部門の純資産額で求める。そして、株主甲は、A社株式の帳簿価額を事業部門構成比率で分け、C社株式に割り振る。さらに、A社において支配株主であった株主甲が、C社において支配株主でなくなっている場合は、調整計算後に、割り当てられた株式について公正な評価額により評価する。最後に株主甲が分離先企業の支配株主ではない場合は、A社株式を売却したものとみなして受け取ったC社株式を市場価格にし、付替計算による帳簿価額との差額を株主分割利益として認識する。C社の市場価格より調整計算後の帳簿価額を控除した金額が株主分割利益となる¹¹⁾。

上記までが企業分割を活用した事業部門の処分である。事業部門を処分することで可能である場合、一般事業会社の経営者は、事業資産適正化を図るべきである。一般事業会社の経営者が企業分割で事業資産適正化を図るには、事業部門の独立ではなく、事業部門の処分が必要である。だが、事業部門の独立であっても独立した以降に子会社株式を売却した場合、子会社ごと事業部門を処分することになる。

そこで次項では、事業部門の処分の実務を具体的な事例を基に分析する。

第4項 事業部門処分の具体的事例

本論文では、事業部門処分の具体的事例を

サントリーと協和発酵工業を挙げる。

① サントリーのケース

サントリーは、医薬品事業部門を減資型企業分割で分社化したことにより第一製薬へ売却することが可能となる。同社の目的は、昨今の医薬品業界における世界的な競争の激化、科学技術の進歩などの経営環境変化に対応し、同社がこれまで22年間にわたり培ってきた研究成果及び研究開発力など医薬品に関する様々なノウハウを最大限に活かし、さらに成長発展させていくことにある。

医薬品事業部門の新会社の設立にあたり、医薬品専門メーカーとして長い経験とノウハウを有する第一製薬と資本提携を行うことで、これまでに培われたサントリーの医薬品研究の蓄積を大きく飛躍させることになる¹²⁾。

② 協和発酵工業のケース

協和発酵工業の事業部門処分は、強みを生かせる医薬及びバイオケミカルなどの中核事業部門へ経営資源を集中するためであり、ま

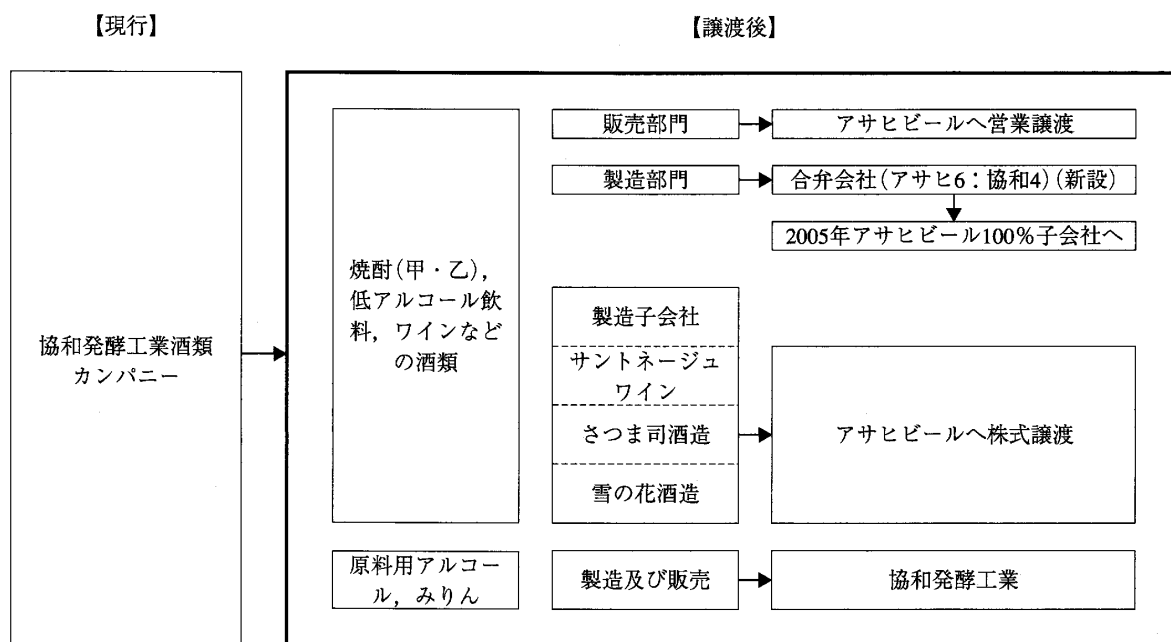
た、ほかの事業部門については、自立を促す戦略を展開するなかで、酒類事業部門は、近年収益性の改善が進んでいる。今後、酒類事業部門の潜在の力を引き出し更なる発展を期するには、単独での事業展開にこだわることなく、他社とのアライアンスが必要であるとの観点から、アサヒビールに酒類事業部門を譲渡することに至った。

協和発酵工業は、酒類事業部門の処分を機会に事業部門の選択と集中をさらに進め、経営改革のスピードを加速させ、ライフサイエンスをベースにした医薬事業部門などの中核事業部門の強化及び拡大を図るとしている¹³⁾。

現実の事業部門の処分は、非中核事業部門を連結グループ外の既存企業へ譲渡して、中核事業部門へ経営資源を集中させるために行われているケースが多い。

サントリーのケースは、純粋な事業部門の処分であるが、協和発酵工業のケースは、事業部門の処分のほかに株式の譲渡や合併会社の設立など様々な企業分割の実務を活用して事業部門を処分している(図表29参照)。今

図表29 協和発酵工業の事業部門譲渡の概要図



出所)『企業再編の実務』(みずほ総合研究所, 2003年), 60ページ。

後の企業分割は、企業分割の四つの基本形以外にも様々な事業部門処分の実務と組み合わせて、一般事業会社の経営者は、事業資産適正化を図るべきである。

上記が企業分割を活用した事業部門の独立と処分である。

企業分割については、図表30の通り明確な企業分割の会計基準はない。日本会計士協会によって「会社分割に関する会計処理」が公表されているが研究報告の段階であり、会計基準として明確に規定されていない。また、企業会計基準委員会によって公表されている「事業分離等に係る会計処理」についても論点整理が公表されている段階でいまだ会計基準が規定されていない。

一方、企業分割の買い手側の会計基準である「企業結合に係る会計基準」（以下、企業結合会計という。）については、企業会計審議会が2003年10月31日に公表し、2006年度より導入予定である¹⁴⁾。

事業資産を事業部門単位で処分する実務は、企業分割が挙げられる。しかし、企業分割は、

事業部門が時価ベースで債務超過であった場合、商法の規定により、事業部門を処分することはできない。そこで一般事業会社の経営者は、事業資産を個別に処分する実務を模索する。事業資産を個別に処分するには、買い手が巨額な資金が必要となるため、個別に事業資産を処分することは困難である。

そこで次節では、事業資産を個別に処分していく実務である資産流動化について論じていく。

第3節 事業資産の流動化

第1項 SPCを活用した流動化の基本的な仕組み

SPCを活用した資産流動化は、オリジネータが所有する事業資産をSPCに譲渡し、SPCは、当該資産を証券化し投資家へ販売し、そこで得られた資金が譲渡代価としてオリジネータに支払うといった手順によって行われる取引のことをいう。また、資産流動化によって、事業資産の処分が実現された場合、一般事業会社の財務内容は改善される。資産

図表30 企業分割関連の会計基準

導入年度	項目	内容・影響等
1999	連結会計	連結対象範囲が実質的に支配を及ぼす会社に拡大され、親会社単位決算重視の経営から、キャッシュ・フローを重視したグループ連結経営への転換をもたらす。
	①連結決算中心主義の採用	
	②実質支配力基準導入	
	③連結キャッシュ・フロー計算書作成	
	税効果会計	会計と税務の差異の影響を排除し、企業収益の実態が正しく表示される。
2000	退職給付会計	企業の年金資産・負債の実態が表示され、年金資産の効率的運用や年金制度の見直しにつながる。
	金融商品会計	含み損益等がオンバランスかされることで資産効率のよい経営が求められるようになり、保有資産の見直しやリストラにつながる。本業での収益向上の重要性が高まる。
	①売買目的有価証券の時価評価	
	②有価証券の減損処理	
2001	③その他有価証券の時価評価	
2005	固定資産減損会計	固定資産の含み損が顕在化。保有資産の見直しにつながる。
2006	企業結合会計	企業結合の会計上の取扱いを明確化。

出所)『企業再編の実務』(みずほ総合研究所, 2003年), 18ページ。

流動化は、自社所有の事業資産をSPCへ譲渡し、BSの資産の部から当該資産が消滅し、これに見合う資金が流入する取引である。

SPCは、1998年9月に施行された「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」(以下、旧SPC法という。)に従い設立される会社である。旧SPC法は、SPC設立の認定手続や資本金額等に不具合があるとの批判があり¹⁵⁾、2000年5月に「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、新SPC法という。)に改正され、認定手続は金融再生委員会への登録制から内閣総理大臣への届出制に簡素化され、資本金は300万円から10万円へ減額されたこと等で、SPC設立は容易になった。

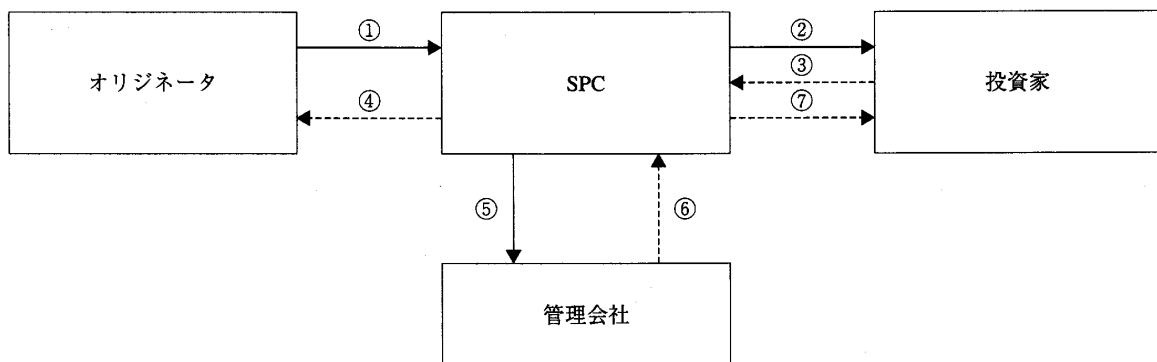
資産流動化の会計処理に関しては、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(以下、SPC実務指針という。)が公表されたことで、これに従うことになる。SPC実務指針は、資産流動化を行って事業資産を譲渡したにもかかわらず、価格下落やその他の流動化した

資産に係るリスクが依然としてオリジネータに存在していると認められる場合もあるため、日本公認会計士協会が資産流動化による売却処理を行うための根拠と、オリジネータの会計処理についての取扱いを統一する基準を取りまとめたものである¹⁶⁾。

資産流動化の対象資産は、SPC実務指針で「固定資産としての土地建物等のほか、流動資産としてたな卸資産(販売用不動産等)に計上される土地建物等が含まれる」と規定されている¹⁷⁾。SPCを通じて事業資産を流動化する取引は、一般事業会社がSPCに自社所有の事業資産を売却して現金化しただけである。当該取引は、一般事業会社にとって当該資産が余剰であるため、一般事業会社の継続的関与がなく、会計処理は売却処理となる。当該取引の一連の流れは、図表31の通りとなる。

オリジネータにとって必要不可欠な事業資産をSPCに譲渡した場合は、当該資産がオリジネータへリースバックされ、継続的に使用されることになる。この場合は、オリジネータがセール・アンド・リースバック取引

図表31 SPCを活用した資産流動化の流れ



- ① オリジネータはSPCに固定資産を譲渡する。
- ② SPCは固定資産を基に証券等(社債や商業ペーパー等)を発行する。
- ③ 投資家はSPCが発行した証券等を購入し、SPCに購入代金を支払う。
- ④ SPCは投資家から受け取った証券代金でオリジネータから譲受した固定資産の代金を支払う。
- ⑤ SPCは管理会社に固定資産の管理及び処分を委託する。
- ⑥ SPCが管理会社から固定資産の運用収益を受け取る。
- ⑦ SPCは運用収益をもって投資家に証券等の元本または利息を支払う。

（以下、リースバック取引という。）を行っているため、継続的に譲渡資産を使用している場合に該当、つまり継続的関与があるとして、会計処理は、金融処理を行うことになる¹⁸⁾。

SPC実務指針では、資産流動化がリースバック取引となっており、当該リースバック取引がオペレーティング・リース取引であって、譲渡資産の借り手（以下、レッシーという。）が適正な賃借料を支払うこととなっている場合には、その限りにおいて、当該資産のリスクと経済価値のほとんどすべてがレッシーから、貸し手（以下、レッサーという。）であるSPCを通じて、ほかのものに移転していると認められる場合は、売却処理となる¹⁹⁾。SPC実務指針では、資産流動化に伴うリースバック取引に対して金融処理以外に売却処理を認めている。

リースバック取引を伴う資産流動化は、売却処理であるのか、金融処理であるのかを見極める必要がある。そこで次項では、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引を分析する。

第2項 リースバック取引を伴う資産流動化

リースバック取引がファイナンス・リース取引に該当するかどうかの判定は、リース取引の判定基準であるノンキャンセラブルとフルペイアウトに従うことになる。1994年1月に日本公認会計士協会から公表された「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」は、リース取引を特定の物件の所有者たるレッサーが、当該物件のレッシーに対して、合意されたリース期間にわたりリース物件を使用し収益を得る権利を与え、レッシーは、合意されたリース料をレッサーに支払う取引であると定義している²⁰⁾。その上で、ファイナンス・リース取引をリース契約に基づく、リース期間の中途において当該契約を解除することができない（ノンキャンセラブル）リース取引、又はこれに準ずるリース取引で、レッシーが当該契約に基づき使用するリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受する（フルペイアウト）ことができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生ずるコストを実質的に負担することとなるリース取引²¹⁾とし、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をオペレーティング・リース取引²²⁾としている²³⁾。

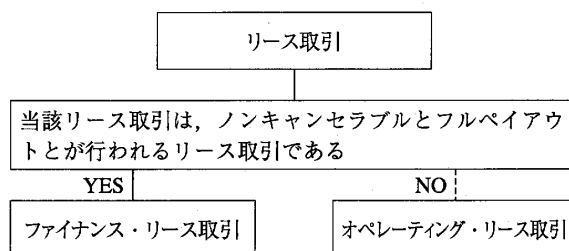
上記のことをまとめると、図表32の通りとなる。

上記がリース取引の内容である。次にリースバック取引を伴う資産流動化が行われた場合の流れについて論じる。リースバック取引を伴う資産流動化が行われた場合の流れは、図表33の通りとなる。

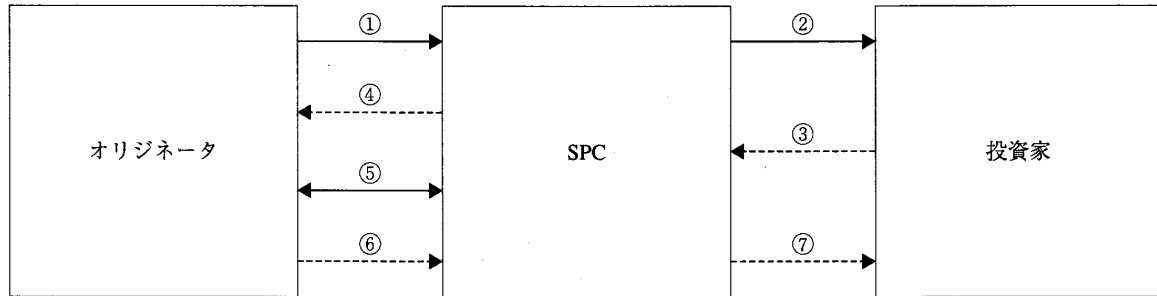
リースバック取引を伴う資産流動化が行われた場合は、基本的な資産流動化とはほぼ同様であるが、⑤以降が基本的な流れとは異なる。基本的な資産流動化では、譲り受けた資産の運用及び処分を管理会社に委託して、SPCがそこで得られた運用収益を投資家に対して元本及び利息として支払っていた。しかし、リースバック取引を伴う資産流動化が行われた場合は、SPCとオリジネータがリース契約を結ぶため、管理会社が行う資産の運用をオリジネータが行うことになる。そして、当該リース取引は、リースバック取引に該当し、この取引を売却処理するのか、金融処理するのかを判断する必要がある。

リースバック取引を伴う資産流動化が行われた場合は、基本的な資産流動化とはほぼ同様であるが、⑤以降が基本的な流れとは異なる。基本的な資産流動化では、譲り受けた資産の運用及び処分を管理会社に委託して、SPCがそこで得られた運用収益を投資家に対して元本及び利息として支払っていた。しかし、リースバック取引を伴う資産流動化が行われた場合は、SPCとオリジネータがリース契約を結ぶため、管理会社が行う資産の運用をオリジネータが行うことになる。そして、当該リース取引は、リースバック取引に該当し、この取引を売却処理するのか、金融処理するのかを判断する必要がある。

図表32 リース取引の内容



図表 33 リースバック取引を伴う資産流動化の流れ



- ① オリジネータはSPCに固定資産を譲渡する。
- ② SPCは固定資産を基に証券等(社債やコマーシャルペーパー等)を発行する。
- ③ 投資家はSPCが発行した証券等を購入し、SPCに購入代金を支払う。
- ④ SPCは投資家から受け取った証券代金でオリジネータから譲受した固定資産の代金を支払う。
- ⑤ オリジネータはSPCと譲渡資産のリース契約を行う。
- ⑥ オリジネータがSPCにリース料を支払う。
- ⑦ SPCはリース料をもって投資家に証券等の元本または利息を支払う。

第3項 リースバック取引を伴う資産流動化の会計処理

(1) 金融取引としての会計処理

資産流動化は、譲り受けた資産をSPCがオリジネータ以外の第三者と賃貸借契約を結んだ場合、オリジネータは、売却処理を行うことになる。しかし、近年、一般事業会社が行う資産流動化は、必要不可欠な事業資産をSPCに譲渡し、当該事業資産を引き続き使用するため、しばしばリースバック取引が行われる²⁴⁾。賃貸借契約を結んだ相手がオリジネータ自身であった場合、それはリース会計というリースバック取引に該当する。オリジネータがリースバック取引を伴う資産流動化を行う場合は、流動化された事業資産がオリジネータにとって必要不可欠な事業資産であるため、オリジネータは、譲渡資産を継続的に借り続ける。

リースバック取引を伴う資産流動化のうち、オリジネータがSPCへ譲渡した資産をファイナンス・リース取引としてリースバックする場合は、この取引全体が金融取引であるとみなされる。しかし、この取引は経済法則上でクロス取引に相当し、同一物の売買取引は

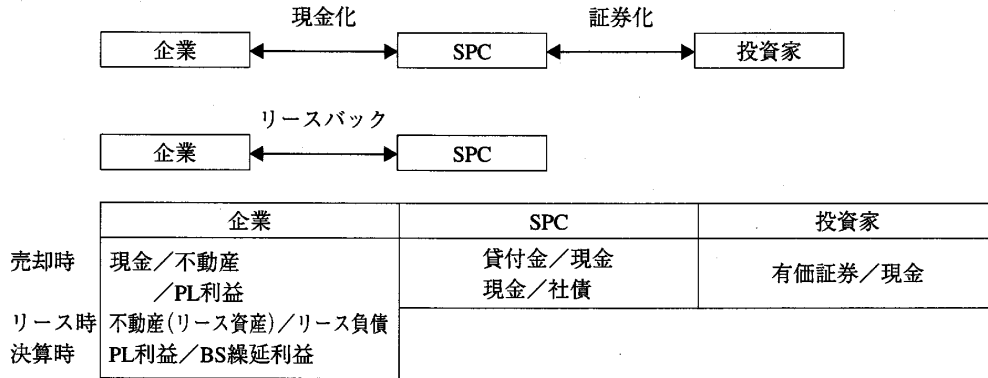
成立しないため、かかるリースバック取引を伴う資産流動化は、売却処理ではなく金融処理となる。その結果、オリジネータが譲渡した資産の会計処理は、売却処理とみなさず、担保借入取引としてみなされ金融処理となる。

上記のようなリースバック取引を伴う資産流動化は、SPCを用いた金融取引である。この場合、SPCはノンバンク・バンク(Nonbank Bank)すなわち銀行ではない金融機関とみなされる。当該取引及び仕訳を表すと、図表34の通りとなる。

(2) 売却取引としての会計処理

前述は、オリジネータがSPCへ資産譲渡し、当該資産をファイナンス・リース取引でリースバックした場合である。しかし、一般事業会社は、財務体質を改善するため、総資本が増加しないリースバック取引、つまりオペレーティング・リース取引にする必要があった。SPC実務指針では、リースバック取引がオペレーティング・リースである場合、売却処理することとなっている。オリジネータが事業資産を継続的に使用するには、オペレーティング・リース取引を繰り返し更新す

図表 34 金融取引としての会計処理



ることになる。

リースバック取引がファイナンス・リース取引であった場合、リース負債の計上とこれに伴うリース資産の計上、つまり総資本の増加になるため、一般事業会社は、望まなかったのである。資産流動化は、実務面から財務比率の改善に必要な売却益の実現と総資産が減少することとが望まれ、資金借入ではなく資産売却を通じて資金調達ができ、さらにオペレーティング・リース取引のリースバックが必要であった。資産流動化は、資金調達目的だけであった場合、金融処理でも売却処理でも達成可能である。しかし、事業資産を処分するには、売却処理が必要である。金融処理すなわちファイナンス・リース取引では長期借入金となり、売却益の繰延計上となる。これに対して、売却処理すなわちオペレーティング・リース取引では、含み益が売却時点で実現されるため、含み益の即時一括計上

となる。

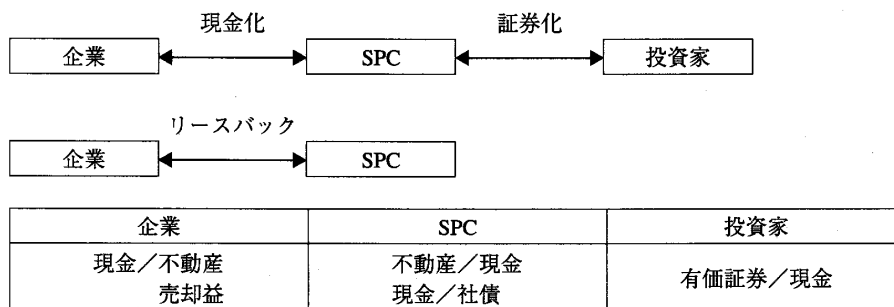
上記が資産流動化で行われる売却処理であり、当該取引及び仕訳をまとめると、図表 35 の通りとなる。

リースバック取引がオペレーティング・リース取引の場合、即時一括計上であるため、譲渡資産に含み益を持つ一般事業会社は、資産流動化が容易に行われる。しかし、譲渡資産に帳簿価額の回収不能額がある場合には、損失をPLに即時一括計上するため、財務内容が優良な一般事業会社でなければならない。

第4項 資産流動化の具体的事例

SPCを用いた事業資産の流動化には、経営再建パターンと新規事業パターンが考えられる。経営再建パターンは、ジャパンエナジーと森永製菓の事例が挙げられ、新規事業パターンには、ジャスコの事例が挙げられる²⁵⁾。

図表 35 売却取引としての会計処理



(1) 経営再建パターン

ジャパンエナジーは、1999年上期に当時700億円の本社ビルを外資系保険会社のアリコ関連会社(AIG)と三井不動産とに売却し、この2社が同ビルを資産流動化し、SPCは、同ビルを基に有価証券を投資家に販売した。ジャパンエナジーの本社ビル売却は、同社の「経営変革計画」の一環をなすものであった。当時わが国の石油元売り業界は、規制緩和による外資の攻勢やガソリンスタンドの過剰な販売合戦などの構造的な問題に苦しんでいた。ジャパンエナジーの経営変革計画は、1998年4月から2001年3月までを対象とした大規模な事業資産流動化であった。

また、本社ビルの流動化として注目されたのが、創業1899年という歴史を持つ森永製菓である。同社は、本社ビルを現在のJR町田駅前に移してから既に70年近くが経過している。森永製菓が本社ビルの売却を決定したのは、1999年9月のことであった。固定資産売却益約200億円は、これまで懸案だった開発事業撤退に伴う子会社整理損約190億円の原資として活用された。同社では、早急に膨らんだ含み損を処理する必要に迫られていたが、借入金によらず自己資金でキャッシュを確保する有力な実務として、資産流動化に踏みきったといわれている。森永製菓の本社ビルは、売却後もそのまま森永製菓が使用し、森永製菓は、SPCに家賃を支払うことになった。森永製菓の資産流動化で実現させたことのうち、一番大きなメリットは、連結での有利子負債を削減させたことであろう。同社の連結有利子負債は、1999年3月期の770億円から2000年3月期には507億円へと圧縮された。さらに2001年3月の社債償還後は、300億円強にまで圧縮されると予測されている。

このような本社ビルを流動化するケースは、経営改善や連結有利子負債の圧縮等の理由により、さらに増えていく可能性がある。

(2) 新規事業パターン

「資産を持たずに店舗を作る」という試みに、2000年2月から取り組んだのが大手スーパーのジャスコである。ジャスコは、2000年度に新規出店した店舗のうち、五店分(利府店、釧路店、山形南店、札幌平岡店、四日市北店)について自己出資せずに、当時メインバンクであった第一勧業銀行(現みずほ銀行、以下同様)がその建設資金300億円を資産流動化により、SPCを通じて機関投資家から集めた。

SPCを活用した資産流動化のうち、これから建てようという店舗を対象に資産流動化を行い、店舗を建設するという実務は、当時、わが国で初めてのことであった。同社は、こうした出店資金の削減とCFの有効活用を狙ったことに加えて、減損会計が投資不動産へも適用されることから、今以上に店舗不動産のリスク管理が重要になっているためとしている。さらに、SPCを活用した資産流動化は、現状の低金利を固定することにより将来の金利上昇リスクの軽減を図ることも可能である。

ジャスコは、この手法により、本来なら新規出店一店舗当たり40億円から80億円かかる場所を、什器備品等の負担のみで済ませ、北海道、東北、中部地区において、5店舗を新規出店することが可能となった。このやり方は、今までにない画期的な店舗展開といえる。今後の資産流動化について、同社では、資産流動化を事業部門開発の多様化やリスク管理の一環として位置づけており、その意味でも新しい資産流動化手法を検討していき、資金調達や展開手法の多様化を図るなど、さらなる経営効率化をすすめる、地域社会の顧客に支持されるショッピングセンターづくりに努めていくとのことである。

ジャスコのケースにおけるSPCの概要は、当事者は第一勧業銀行であり、共同主幹事は日本政策投資銀行である。投資家の中でも優

先出資は、センチュリーリーシングシステムが行い、劣後ローンは、日本政策投資銀行、東京海上火災保険及び第一勧業銀行が行った。優先社債の売り先は、日本格付投資情報センター（R&I）の格付取得上では、一般投資家へ販売予定とのことである。社債管理会社は、第一勧業富士信託銀行が管理を行い、不動産信託受託は、中央信託銀行及び東洋信託銀行が請け負う²⁶⁾。

ジャスコの事例を図表36と照らし合わせてみると、まずSPCは、優先出資者より資金を集め、それを基に建物を建築業者に依頼して、その後建物を取得する。さらにその建物を信託銀行に信託し、SPCは信託受益権を受ける。信託銀行とジャスコとの間で建物賃貸借契約が結ばれ、ジャスコは実際に建物を使用し賃借料を支払うことになる。その賃借料は、信託銀行からSPCに対して信託配当として支払われる。その後、ジャスコが運営している店舗を格付し、格付取得後、一般投資家向けの社債を発行しさらなる資金を集めることとなる。

このケースの資産流動化は、事業資産の売却譲渡がない実務であり、経営再建パターンとは大きく異なる。

本項では、SPC活用の具体的事例を検討した。SPCを活用した経営再建パターンであるジャパンエナジーと森永製菓の場合と、SPCを活用した資金調達パターンである

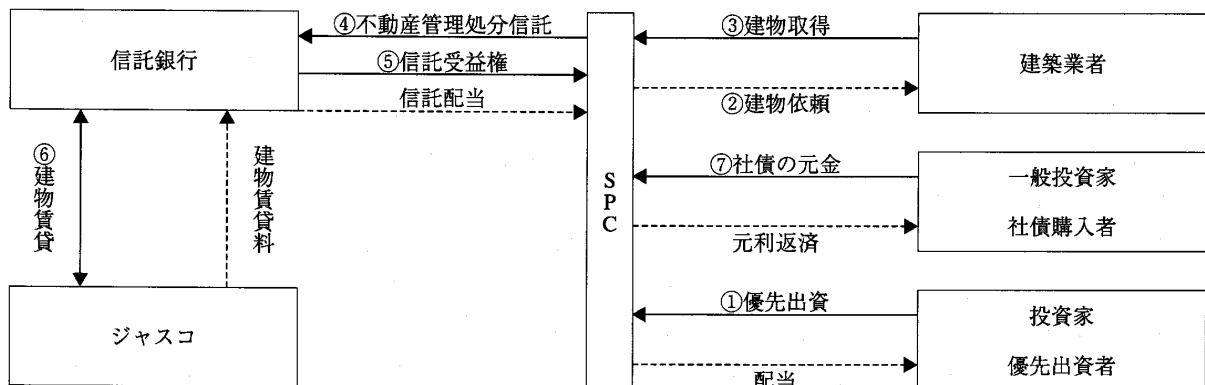
ジャスコの場合とから分析した通り、SPCを活用した流動化には、一般事業会社の損失補填を目的としたものと、新規出店等のための資金調達を目的としたものと全く異なった二つのケースがある。資産流動化は、事業資産の売却目的として活用される場合と、金融目的として活用される場合があると分析する。前者の目的達成には売却処理が、後者の目的達成には金融処理が必要である。

第4節 小括

本章では、経営者が行う事業資産適正化である「企業分割」と「資産流動化」の実務と会計を分析した。

企業分割は、個々の事業資産を処分するのでなく、事業部門ごとに事業資産を処分するため、事業資産を効率のよく処分する実務である。しかし、企業分割の会計処理には問題点が生じている。企業分割は、企業結合会計に類似している。企業結合会計は、買い手側の会計処理を扱ったもので、その会計処理には、パーチェス法と持分プーリング法とがある。パーチェス法と持分プーリング法は、わが国でいう人格継承説や現物出資説に該当する。売り手である経営者が企業分割で、事業部門の事業売却益を実現させようとした場合、売買処理法によって会計処理されるが、買い手は、本来、売買処理法をもって会計処理すべきところを、持分プーリング法がわが国で

図表36 ジャスコの事業資産流動化



限定的に許容されているため、持分プーリング法によって会計処理する可能性がある。その場合、売り手は事業部門の純資産額に事業売却益を加算した金額を計上するのに対し、買い手は、売り手の簿価ベースの純資産額のみを計上してしまうことになる。そのようなことを防ぐためにも売り手と買い手との会計処理法を統一すべきであると本論文では主張した。

資産流動化は、立地条件等が優良な事業資産を個別に処分が可能のため、事業資産適正化には必要な実務である。しかし、SPCを通じた資産流動化は、不適格SPCになる可能性がある。SPCを通じた資産流動化は、ジャスコの新規店舗の取得や、ジャパンエナジーや森永製菓の経営再建など適格SPCを本論文では分析したが、エンロンのように不良資産の飛ばし、連結外しとして活用されている場合があることを留意すべきである。SPCを通じた資産流動化は、エンロンのように悪用されるリスクがあるが、不況期において、事業資産を個別に処分する手段として有効な実務であるため、わが国でのSPCを通じた資産流動化は、オリジネータとSPCの連結範囲の厳密化が必要であると本論文で主張した。

第4章 注

- 1) 「会社分割に関する会計処理(会計制度委員会研究報告第7号)」(日本公認会計士協会, 2001年3月30日), 1。

会社分割は正式に会計基準として導入されておらず、現在は企業会計基準委員会(ASBJ)により論議されている段階である。「会社分割に関する会計処理」を基に企業分離する場合、部分適用ではなく、全面適用するべきである。

「事業分離等に係る会計処理に関する論点の整理」(企業会計基準委員会, 2004年4月28日), 第1項。

- 2) 監査法人トーマツ『企業再編』清文社, 2003年, 289~290ページ。
3) 「会社分割に関する会計処理」, 第29項。

- 4) 監査法人トーマツ, 前掲注2, 290~292ページ。
5) 「会社分割に関する会計処理」, 第64項。
6) 鈴木義行『M & A実務ハンドブック』中央経済社, 2003年, 223ページ。
7) みずほ総合研究所『企業再編の実務』東洋経済新報社, 2003年, 70ページ。
8) 同上, 58ページ。
9) 監査法人トーマツ, 前掲注2, 292~293ページ。
10) 「会社分割に関する会計処理」, 第43項。
11) 監査法人トーマツ, 前掲注2, 294~295ページ。
12) 鈴木義行, 前掲注6, 225ページ。
13) みずほ総合研究所, 前掲注7, 59ページ。
14) 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会, 2003年10月31日)。
15) 山崎和哉「資産流動化法」金融財政事情研究会, 2001年, 29ページ。
16) 「特別目的会社を活用した不動産に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会, 2000年7月31日), 第1項。
17) 同上, 第2項。
18) 同上, 第7項, (9)。
19) 同上, 第11項。
20) 「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」(日本公認会計士協会, 1994年1月18日), 一。
21) 同上, 二, 1。
22) 同上, 二, 2。
23) 吉田勝弘「リース会計の理論と制度」同文館, 2003年, 75ページ。
24) 早川 豊編著「保守主義と時価会計」同文館, 2002年, 148ページ。
25) 館澤貢次「資産を生かす証券化」『Forbes』ぎょうせい, 2001年, 74~75ページ。
26) 同上, 76ページ。

第5章 事業資産適正化に伴う回収不能額の計上と開示

第3章では、一般事業会社及び金融機関の事業資産情報適正化に必要な実務と会計とを論じた。そこで本章では、金融機関の貸倒引当金の設定及び貸倒償却による回収不能額の計上及び開示と、減損会計で減損処理された事業資産の帳簿価額の回収不能額の計上及び

開示を分析する。

第1節 金融機関が行う回収不能額の開示

金融機関が行う回収不能額の開示は、貸倒引当金の設定及び貸倒償却であり、貸倒引当金を設定した場合、BSに貸倒引当金が開示され、PLに貸倒引当金繰入額が開示される。

金融機関の貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金とで構成される。一般貸倒引当金は、正常先及び要注意先に対する債権について、原則として金融機関内の格付区分、少なくとも債務者区分ごとに、過去の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、将来発生が見込まれる損失率（以下、予想損失率という。）を求め、原則として金融機関内の格付区分、少なくとも債務者区分ごとの債権額に予想損失率を乗じた予想損失額を一般貸倒引当金とする。一般貸倒引当金の設定には、貸出金の帳簿価額に予想損失率を乗じた金額が予想損失額となる¹⁾。予測損失額は、以下の算式で算定する。

$$\text{予想損失額} = \text{金銭債権の帳簿価額} \times \text{予想損失率}$$

予想損失率の算定には、「貸倒実績率による算定」と「倒産確率（件数ベース）による算定」とがある。貸倒実績率による予想損失率の算定は、貸倒償却等毀損額から帳簿価額を除いた割合によって算定する。貸倒実績率による予想損失率は、以下の算式によって算定する。

$$\text{予想損失率} = \frac{\text{貸倒償却等毀損額}}{\text{債権額}}$$

さらに倒産確率による予想損失率の算定は、倒産確率に（1-回収見込率）を乗じた割合によって算定する²⁾。倒産確率による予想損失率は、以下の算式によって算定する。

$$\text{予想損失率} = \text{倒産確率} \times (1 - \text{回収見込率})$$

正常先及び要注意先の一般貸倒引当金は、

予想損失率を算定した後に算定される。

(1) 一般貸倒引当金の設定

① 正常先債権に対する一般貸倒引当金の設定

債務者区分によって正常先に区分された債権額に対する一般貸倒引当金は、以下の算式に基づき、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間の予想損失額をもって貸倒引当金とする。一定期間については、今後1年間は妥当なものと認められる。今後1年間の予想損失額を見積るには、1年当りの予想損失率（貸倒実績率又は倒産確率）を算定する必要がある。この場合には1年間の貸倒実績率又は倒産確率について、少なくとも過去3算定期間の平均値を求め、これに将来の損失発生見込みに係る補正を加えて予想損失率を求めることも可能である³⁾。

つまり、正常先債権に対する一般貸倒引当金は、原則として正常先債権の平均残存期間に対応する予想損失額を算定するが、今後1年間の予想損失額を算定する場合は妥当な会計処理であるといえる。この取扱いは、貸倒実績率による算定を採用した場合、平均残存期間に対応する過去の貸倒実績率を算定することが実務上は不可能であることから、決算期に対応する1年間の貸倒実績率を3算定期間以上算定しその平均を貸倒実績率とする⁴⁾。

$$\text{貸倒引当金} = \text{正常先に対する債権} \times \text{予測損失率（今後1年間）}$$

② 要注意先債権に対する一般貸倒引当金の設定

債務者区分によって要注意先に区分された債権額に対する一般貸倒引当金は、以下の算式に基づき、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間の予想損失額をもって貸倒引当金とする。一定期間については、要管理先債権では平均残存期間又は今後3年間、それ

以外の債権では今後1年間は妥当なものと認められる⁵⁾。

$$\text{貸倒引当金} = \text{要管理先債権} \times \text{予想損失率} \\ (\text{平均残存期間又は今後3年間})$$

$$\text{貸倒引当金} = \text{その他の債権} \times \text{予想損失率} \\ (\text{今後1年間})$$

つまり、要注意先債権に対する一般貸倒引当金は、正常先債権と同様に、原則として要注意先債権の平均残存期間に対応する予想損失額を算定する。今後3年間の予想損失額を算定する場合には妥当な会計処理である。要注意先債権については、今後3年分の貸倒実績率又は倒産確率に基づく予想損失率を算定することとなる。要注意先債権については、1999年1月に金融再生委員会が「資本増強に当たっての償却・引当についての考え方」(以下、償却及び引当の考え方という。)を示している。償却及び引当の考え方によると要注意先債権に含まれる要管理先債権については、担保及び保証で保全されていない部分について15%を目安とした引当てを行うこととし、その他の要注意先債権については、平均残存期間を勘案した適正な貸倒実績率等による引当てを行うこととしている⁶⁾。

(2) 個別貸倒引当金の設定

破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権は、金融検査マニュアルを原則として、個別債務者ごとに予想損失額を算定し、予想損失額に対応する額を貸倒引当金として設定する若しくは直接償却を行うこととされている。自己査定との関係では、実質破綻先及び破綻先のⅣ分類が直接控除の対象となり、担保の掛け目差額であるⅢ分類が個別貸倒引当金の対象となる⁷⁾。

① 破綻懸念先に対する個別貸倒引当金

破綻懸念先に対する債権は、原則として個

別債務者ごとに以下の算式に基づき、合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額をもって貸倒引当金とする。一定期間については、今後3年間は妥当なものと認められる。具体的には、Ⅲ分類とされた債権額に予想損失率(今後3年間)を乗じて算定することになる。

$$\text{貸倒引当金} = \text{破綻懸念先に対する債権のうち} \\ \text{のⅢ分類額} \times \text{予想損失率} \\ (\text{今後3年間})$$

また、破綻懸念先に対する債権は、予想損失率を乗じて求める一般貸倒引当金の算定方式にかえて、個別債務者ごとにⅢ分類額から合理的に見積もられたCFにより回収可能な部分を控除した残額をもって予想損失額、すなわち貸倒引当金とする実務もある。この場合のCFにより回収可能な部分とは、個別債務者ごとの当期利益に減価償却費などの非資金項目を調整した金額によって、原則として今後3年間(経営改善計画等が策定されている場合は今後5年間)で回収が確実と見込まれる部分をいう。

$$\text{貸倒引当金} = \text{破綻懸念先に対する債権のうち} \\ \text{のⅢ分類額} - \text{CFにより回収可能な部分}$$

さらに対象債権について売却可能な市場がある場合には、Ⅲ分類額から当該債権の売却可能額(回収見込額)を控除した残額をもって予想損失額、すなわち貸倒引当金とする実務も認められる⁸⁾。しかし、後者の債権売却による貸倒引当金の算定は、債権の買い手を探すという手間があるために、通常の貸倒引当金の設定の方がよい。

$$\text{貸倒引当金} = \text{破綻懸念先に対する債権のうち} \\ \text{のⅢ分類額} - \text{債権の売却可能額}$$

破綻懸念先債権のⅢ分類に対する予想損失

額についても個別貸倒引当金を設定する。破綻懸念先債権のⅢ分類に対する予想損失額については、一般貸倒引当金で述べた「償却及び引当の考え方」において、「(引当率)70%を目安。ただし、各行において個別に債権の回収可能性等を勘案して個別に適正に引当を行った場合にはこれによることができる」とされており、一律に70%を適用することを要請するものではなく、一般貸倒引当金と同様に、当面の取扱いを示したものと考えられている。破綻懸念先債権のⅢ分類に対する予想損失額は、あくまでも個別に予想損失額を算定するのが原則であり、その結果が70%を下回ったとしても、それが否定されるわけではない⁹⁾。

一方、金融検査マニュアルでは、破綻懸念先債権に対する予想損失額の算定の実務として、過去3算定期間以上の貸倒実績率又は倒産確率の平均値に基づいて今後3年間の予想損失額を個別貸倒引当金に設定するならば妥当な取扱いとされている。また、金融検査マニュアルでの貸倒償却は、実質破綻先及び破綻先に対する債権については、個別債務者ごとにⅢ分類及びⅣ分類とされた債権額全体を予想損失額として予想損失額に相当する額を貸倒引当金として設定するか、直接償却する。

金融機関の決算経理要領での貸倒償却は、回収不能と判定される貸出金等について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算した残額(回収不能額)を償却するが、担保が処分されていない等の事情により、償却することが適当でないと判定される貸出金等を除くとしている¹⁰⁾。

② 実質破綻先及び破綻先に対する貸倒引当金の設定及び貸倒償却

実質破綻先及び破綻先に対する債権は、個別債務者ごとにⅢ分類及びⅣ分類とされた債権額の全額を予想損失額とし、当該金額を

もって貸倒引当金の設定又は直接償却である貸倒償却を行う¹¹⁾。

貸倒引当金又は直接償却=実質破綻先及び破綻先に対する債権のうちのⅢ分類及びⅣ分類額

金融機関の決算経理要領では、「回収不能と判定される貸出金等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算した残額(回収不能額)を償却する。ただし、担保が処分されていない等の事情により、償却することが適当でないと判定される貸出金等を除く」としている¹²⁾。

金融検査マニュアルでは、「実質破綻先および破綻先に対する債権については、個別債務者ごとにⅢ分類およびⅣ分類とされた債権額全体を予想損失額として予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、直接償却する」とされている。

一方、金融商品会計の実務指針では、「債権の回収可能性がほとんどないと判断された場合には、貸倒損失額を債権から直接減額して、当該貸倒損失額と当該債権に係る前期貸倒引当金残高のいずれか少ない金額まで貸倒引当金を取崩し、当該貸倒損失額と相殺しなければならない」と規定されている¹³⁾。債権の回収不能が明らかとなった場合は、貸倒償却を開示することを金融商品会計の実務指針で前提としているが、それぞれにおいて個別貸倒引当金の取扱いの実務に若干の差異がある。実務的な対応としては、金融商品会計の実務指針に準じて、金融検査マニュアルに示されたⅣ分類額について直接減額、すなわち貸倒償却で処理する(部分直接償却)実務が妥当である¹⁴⁾。

(3) 貸倒引当金繰入額の開示

「貸倒引当金繰入額」は、前述の一般貸倒引当金と個別貸倒引当金との合算の繰入額と

取崩額の差額を PL の経常区分に開示する。ただし、当該取崩額には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額は含めない¹⁵⁾。

上記が、金融機関の回収不能額の開示であり、貸倒引当金の設定及び貸倒償却に係る一連の関係をまとめると、図表 37 の通りとなる。

金融機関は、貸出金を債務者及び債権ごとに区分し、それぞれ貸倒引当金の設定を行い BS に貸倒引当金の計上、PL に貸倒引当金繰入額を計上することで、回収不能額の開示を行う。

そこで次項では、一般事業会社が行う事業資産情報適正化に伴う事業資産の帳簿価額回収不能額の開示について論じる。

第 2 節 一般事業会社が行う回収不能額の計上及び開示

第 1 項 回収不可能性で測定する回収不能額の計上と開示

一般事業会社が減損処理を行う事業資産には、金融資産と非金融資産とがあり、それぞれ減損処理の会計実務が異なることを論じた。

そこで以下では、事業資産を金融資産と非金融資産に、さらに金融資産を金銭債権と有価証券に区分し、それぞれ回収不能額の開示を分析する。

(1) 金融資産の回収不能額の計上

① 金銭債権の回収不能額の計上

金銭債権の貸倒引当金を設定する会計実務には、個々の金銭債権ごとに見積る方法（以下、個別引当法という。）と、金銭債権をまとめて過去の貸倒実績率により見積る方法（以下、総括引当法という。）がある。しかし、金融商品会計では、貸倒引当金の繰入及び取

図表 37 債務者区分と資産分類とに基づく引当必要額の設定及び償却

債務者区分		開示債権	正常運転資金等	優良担保・保証部分	一般担保・保証部分	保全未済部分	貸倒償却・貸倒引当金の計上	
要 注 意 先	要管理先債権以外の要 注意先	正常債権	非 (I)	非 (I)	非 (I)	非 (I)	債権額で貸借対照表に計上し、貸倒実績率等に基づき貸倒引当金を計上する。	
	要管理先		要管理債権	非 (I)	非 (I)	非 (I)	債権額で貸借対照表に計上し、貸倒実績率等に基づき貸倒引当金を計上する。	
					II	II		
	破綻懸念先	危険債権		非 (I)	II	III	III	債権額から担保及び保証にて回収可能と認められる額を控除し、残額のうち必要額を貸倒引当金として計上する。
	実質破綻先	破産更正債権 およびこれら に準ずる債権		非 (I)	II	III	IV	債権額から担保及び保証にて回収可能と認められる額を控除し、残額を貸倒償却または貸倒引当金として計上する。
	破綻先			非 (I)	II	III	IV	債権額から担保及び保証にて回収可能と認められる額を控除し、残額を貸倒償却または貸倒引当金として計上する。

出所)『銀行経理の実務』(銀行経理問題研究会編, 2002 年) 419 ページ。

崩の会計処理は、貸倒引当金の対象となった金銭債権の区分ごとに行うべきであるとしている。

当該会計年度末における貸倒引当金のうち直接償却により金銭債権額と相殺した後の不要となった残額があるときは、これを取り崩す。この場合に、当該金銭債権に係る前期末の貸倒引当金が当期貸倒損失額に不足する場合において、貸倒引当金の不足が対象債権の当期中における状況の変化によるものである場合には、当該不足額をそれぞれの金銭債権の性格により販売費又は営業外費用に計上する。ただし、当該取崩額はこれを当期繰入額と相殺し、繰入額の方が多い場合には、その差額を繰入額算定の基礎となった対象金銭債権の割合等合理的な按分基準によって対象金銭債権が営業上の取引に基づく金銭債権である場合は販売費に、対象金銭債権が営業外の取引に基づく金銭債権である場合は営業外費用に計上する。

他方、貸倒引当金の不足が設定時の見積誤差等によるもので、明らかに過年度損益修正に相当するものと認められる場合には、当該不足額を原則として特別損失に計上する。その反面、取崩額の方が大きい場合には、その取崩差額を原則として特別利益に計上する¹⁶⁾。

② 有価証券の回収不能額の計上

金融商品会計では、市場価格のない有価証券、つまり、満期保有目的債券と子会社株式及び関連会社株式と市場価格のないその他有価証券については、取得原価及び償却原価法に基づいて算定された価額をもって帳簿価額とするとしている。

しかし、当該有価証券の発行一般事業会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、回収不能額は、当期の損失として処理（減損処理）すべきである。財政状態とは、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した

FSを基礎に、原則として事業資産の市場価格で回収不能性を測定の実務に基づく回収不能額を加味して算定した一株当たりの純資産額をいい、財政状態の悪化とは、この一株当たりの純資産額が、当該株式を取得したときのそれと比較して相当程度下回っている場合をいう。この際に基礎とするFSは、決算日までに入手し得る直近のものを使用し、その後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項が判明している場合、その事項も加味する。

通常は、この一株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額が当該株式の実質価額である。しかし、一般事業会社の超過収益力や経営権等を反映して、一株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額が実質価額で回収不能性の測定がされる場合もある。また、市場価格のない株式の実質価額が著しく低下したときは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいう¹⁷⁾。これらのことに該当する満期保有目的債券と子会社株式及び関連会社株式と市場価格のないその他有価証券については、減損処理を行うべきであり、減損処理を行った満期保有目的債券と子会社株式及び関連会社株式と市場価格のないその他有価証券とは、「有価証券評価損」をPLに計上する。

上記が有価証券の回収不能額の開示の実務である。満期保有目的債券と子会社株式及び関連会社株式と市場価格評価しないその他有価証券については、減損処理を行うに際して、市場価格を実質価額と読み替えて減損処理を行うのである。有価証券の減損処理には、企業会計原則で強制評価減が規定されており、当該減損処理は強制評価減の徹底である。

(2) 非金融資産の回収不能額の開示

① BSにおける開示

減損処理を行った非金融資産のBSにおけ

る開示は、減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の取得原価とする形式（以下、直接控除形式という。）を原則とし、減価償却を行う有形固定資産については当該資産に対する減損損失累計額を取得原価から間接控除する形式（以下、独立間接控除形式という。）及び、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して開示（以下、合算間接控除形式という。）も容認されている。減損処理を行った資産のBSにおける開示は、原則として、直接控除形式によるが、減価償却を行う有形固定資産については、独立間接控除形式又は合算間接控除形式によることも可能である。

この際、減損損失累計額と減価償却累計額の性格は、異なると考えられることから、BSにおいて、減価償却累計額の開示形式と同じものとなる必要はない¹⁸⁾。

② 注記

CF生成単位が減損損失を認識した場合には、PL（特別損失）に係る注記事項として、図表38の項目を注記する。

ただし、固定資産減損会計を初めて適用した会計年度においては、減損損失を開示していなくとも、全般的な資産のグルーピングの方針等を注記することが可能である¹⁹⁾。

第2項 市場価格で測定する回収不能額の計上

市場価格で回収不能額の測定を行う事業資

産には、金融商品会計で規定されている市場価格のあるその他有価証券が挙げられる。

その他有価証券については、その他有価証券の評価差額を当期の損益として処理することなく、税効果を調整の上、資本の部においてほかの剰余金と区分して開示する「全部資本直入法」と、市場価格が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額（評価差益）は、BSの資本の部に計上し、市場価格が取得原価を下回る銘柄に係る回収不能額は、当期の損失としてPL処理する「部分資本直入法」とがある。金融商品会計では、全部資本直入法を原則とし、部分資本直入法も容認となった²⁰⁾。

全部資本直入法を用いて、その他有価証券を評価した場合は、その他有価証券に回収不可能性が生じていたとしても回収不能額はPLに開示されず、繰延税金資産の増加と株主資本の減少としてBSで会計処理されるのである。

ここで税効果会計について論じると、繰延税金資産は、税効果会計が実施されたことで計上が可能になったが、わが国の税効果会計とアメリカの税効果会計は活用の仕方に相違がある。アメリカで税効果会計が実施されたのは、減税期であったため、繰延税金資産よりもむしろ繰延税金負債が多く開示されているが、わが国では、不況期後の増税期に実施されたため、わが国での税効果会計は、繰延税金負債よりも繰延税金資産が多く計上されている。

その他有価証券の評価は、評価差額に税効

図表38 固定資産減損会計実施後に注記する項目

(i) 減損損失を認識したCF生成単位の用途、種類、場所等の概要
(ii) 減損損失の認識に至った経緯
(iii) 特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
(iv) CF生成単位の概要と資産をグルーピングした方法
(v) 正味売却価額の時価の算定方法、または、使用価値の割引率

出所)「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会, 2003年), 58項より作成。

果会計を用いて繰延税金資産又は繰延税金負債の計上と株主資本の増減としてBSで会計処理することである。金融商品会計上のその他有価証券は、資産を市場価格で評価する会計処理である。しかし、売買目的有価証券のように評価差額を当期の損益として直接PLに計上するのではなく、税効果会計を用いて含み益の場合は、繰延税金負債と株主資本の増加として、含み損の場合は、繰延税金資産の増加と株主資本の減少として会計処理するのである。税効果会計を用いた資産評価では、資産に生じている含み損全額を評価損としてPLに計上せず繰延税金資産としてBSに計上するために厳格な減損処理とはいえない。税効果会計を用いる資産評価で作成されたFSは、投資家等に不適切なFSを提供していることになる。

一般事業会社は、投資家等に対して事業資産情報適正化を図ったFSを提供する場合、その他有価証券に関して繰延税金資産を計上する全部資本直入法を選択するのではなく、「有価証券評価損」をPL処理する部分資本直入法を選択すべきである。

第3節 小括

本章では、一般事業会社及び金融機関の事業資産情報適正化に伴う回収不能額の計上と開示の会計実務を分析した。本章を分析したことで見出した回収不能額の計上と開示の会計実務の問題点は、回収不能額を資本の減額処理をすべきか、若しくはPL処理をすべきか、さらにPL処理した場合、経常損失区分に計上すべきか、若しくは特別損失区分に計上すべきかである。

第一に、回収不能額の計上の会計実務の問題点には、市場価格評価で回収不能額を測定する有価証券があてはまる。一般事業会社及び金融機関がトレーディング業務を行っていない場合、市場価格評価で回収不能額を測定する有価証券は、持ち合い株等のその他有価

証券に限定される。持ち合い株の回収不能額の計上の会計実務については、アメリカの会計基準であるFASBのSFAS No.115「負債および持分証券への特定投資の会計」に規定があり、アメリカで持ち合い株の回収不能額の計上の会計実務は、資本の減額処理に統一されている。しかし、わが国の金融商品会計では、その他有価証券の回収不能額の計上の会計実務に、継続適用を前提として、繰延税金資産控除後の回収不能額を資本の減額処理する全部資本直入法と、繰延税金資産控除後の回収不能額をPL処理する部分資本直入法とを選択適用するように規定している。一般事業会社や金融機関の経営者が、投資家等を保護する目的で、その他有価証券の回収不能額を計上する場合、部分資本直入法を選択すべきである。そこで本論文では、たとえ会計基準や指針が恣意的に行えるような継続適用を前提とした選択適用の規定ではあるが、事業資産情報、特に回収不能額の計上を、経営者が慎重かつ堅実な姿勢で会計実務を行うべきであると主張した。

第二に回収不能額の計上をPL処理した場合、PLの経常損失区分に開示すべきか、特別損失区分に開示すべきかの問題点には、金融機関の貸倒引当金繰入額及び貸倒償却と、一般事業会社の減損損失によって論じられる。金融機関の貸倒引当金繰入額は、PLの経常損失区分のその他経常費用に開示されている。その理由として、金融機関では、その他経常費用に不良債権処理費用が認められているため、貸倒引当金繰入額がPLの経常損失区分に開示されるのである。それに対して、一般事業会社の減損損失は、PLの特別損失区分に開示されている。その理由として、減損損失が臨時償却と同様に発生が臨時的なものであるとして認識されているため、PLの特別損失区分に開示されるのである。

第三に減損処理を実施した非金融資産の回収不能額のうち、減損損失累計額のBS開示

には、固定資産減損会計で各種の会計実務が認められている。そのうち、減損損失累計額と減価償却累計額を合算して開示する会計実務がある。それは、わが国の一般事業会社が減損損失を独立して開示すると都合が悪い不良な一般事業会社が多いため、導入されたと分析した。経営者が当該合算の会計実務を実施した場合、投資家等は、累計額の増加が減損処理によって増加したものなのか、減価償却によって増加したものなのか判断することができず、開示された事業資産情報に疑念を持つに違いない。そこで本論文では、減損損失累計額は、減価償却累計額に合算して開示すべきではないと主張した。

第5章 注

- 1) 銀行経理問題研究会編『銀行経理の実務』金融財政事情研究会、2002年、496ページ。
 予想損失率は、少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率の平均値に基づいて過去の損失率の実績を算定し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行って算定する。
- 2) 同上、同ページ。
 貸倒償却等毀損額には、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損等のすべての貸倒損失額を含める。
 (1-回収見込率)の部分が無担保比率、平均毀損割合とする実務もある。
 倒産確率には、倒産件数として少なくとも実質破綻先、破綻先となったすべての件数が反映されていることが必要であり、何らかの形で破綻懸念先となった件数も反映させる。
- 3) 同上、416ページ。
- 4) 同上、497ページ。
- 5) 同上、416ページ。
- 6) 「資本増強に当たっての償却・引当についての考え方」(金融再生委員会、1999年1月25日)。
- 7) 銀行経理問題研究会編、前掲注1、499~500ページ。
- 8) 同上、416~417ページ。
- 9) 「資本増強に当たっての償却・引当についての考え方」。
- 10) 銀行経理問題研究会編、前掲注1、499~500ページ。
- 11) 同上、416~417ページ

- 12) 「銀行業における決算経理要領等について」(全国銀行協会、1998年9月7日)、(3)。
- 13) 「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会、2002年1月31日)、第123項。
- 14) 銀行経理問題研究会編、前掲注1、503~504ページ。
- 15) 同上、503ページ。
- 16) 「金融商品会計に関する実務指針」、第122~125項。
- 17) 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会、1999年1月22日)、III、四、2、(5)及び(6)。
 「金融商品会計に関する実務指針」、第92項。
- 18) 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会、2003年10月31日)、第57項、第139項。
- 19) 同上、第58項、第59項、第140項。
- 20) 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」、III、四。
 「金融商品会計に関する実務指針」、第73項。

第6章 おわりに

本論文を通じて一般事業会社及び金融機関の不況対策の実務とそれに伴う会計実務を模索し、各章で見出した問題点を中心に述べることにする。

「第3章 事業資産情報適正化の実務及び会計」の章での問題点は、将来の回収可能性の測定のための会計処理に経営者の恣意性が出ることである。非金融資産の減損処理で回収不能額は、資産グループの将来キャッシュ・フローの現在価値によって測定される。従って、回収不能額の測定には、将来キャッシュ・フローの予測、すなわち資産グループの将来の純利益の予測が必要となり、この予測は経営者の将来展望に依存している。これが恣意的に行うと、回収不能額の計上を回避するという、会計基準の欠陥を有していると本論文では主張している。

「第4章 事業資産適正化の実務及び会計」の章での企業分割の問題点は、取引次第で売り手側と買い手側との会計処理に相違が出ることである。売り手側の会計処理には、売買

処理法と簿価引継法とがある。売買処理法は、企業分割により譲渡する事業部門に係る資産及び負債が売却されたものとして会計処理を行う実務であり、簿価引継法は、事業部門に係る資産及び負債を帳簿価額で譲渡する会計実務である。一方、買い手側の会計処理には、パーチェス法と持分プーリング法とがある。パーチェス法は、譲り受けた事業部門に係る資産及び負債に対して、対価として交付する現金及び株式等の時価（公正価値）をもって譲り受けた資産及び負債の時価を計上する会計実務である。持分プーリング法は、譲り受けた事業部門に係る資産、負債及び資本を帳簿価額で引き継ぐ会計実務である。わが国の会計基準では、限定的に持分プーリング法を許容するものとなっている。それは、企業結合会計基準の「意見書」三 1で、「企業結合には、取得と持分の結合という異なる経済的実態を有するものが存在する以上、それぞれの実態に対応する適切な会計処理方法を適用する必要がある」というように、持分の結合という企業結合形態の場合には、持分プーリング法の適用を許容しているからである。企業分割と企業結合は、会計処理が類似している。しかし、売り手側と買い手側とで異なった会計処理を実施した場合は、問題が生じてくる。例えば、売り手側が、事業売却益の実現を企画して売買処理法で会計処理をした場合は、譲渡した事業部門の純資産額（事業資産－事業負債）の時価（公正価値）と帳簿価額の差が事業売却益となる。売り手側は、事業売却益を加味した金額を計上するのに対して、買い手側が持分プーリング法で会計処理をしてしまうと、売り手側の事業売却益を加味しない帳簿価額を計上するというアンバランスが生じる。このアンバランスを解消するために売り手側と買い手側が同じ会計処理法を採用すべきであると本論文では主張している。

さらに、この章での資産流動化の問題点は、

SPCを通じた資産流動化が不適格SPCになる可能性を有していることである。SPCを通じた資産流動化は、ジャスコの新規店舗の取得や、ジャパンエナジーや森永製菓の経営再建などの適格SPCを本論文で分析している。しかし、この実務は、エンロンのように不良資産の飛ばし、連結外しとして活用される可能性を有していることを留意すべきである。SPCを通じた資産流動化は、エンロンのように悪用されるリスクを有しているが、不況期において、事業資産を個別に処分する手段として有効な実務である。従って、わが国でのSPCを通じた資産流動化は、オリジネータとSPCの連結範囲の厳密化が必要であると本論文では主張している。

「第5章 事業資産適正化に伴う回収不能額の計上と開示」の章での回収不能額の開示の問題点は、経営者が回収不能額の開示を恣意的に行う可能性が存在していることである。わが国の一般事業会社は、減損損失を独立して開示すると都合が悪い不良な一般事業会社が多く見うけられる。そこで企業会計基準委員会では、減損損失累計額と減価償却累計額を合算してもよいと規定している。しかし、非金融資産の減損処理で生じた減損損失累計額は、減価償却累計額に合算して開示すべきではないと本論文では主張している。また、この章でいう回収不能額の計上の問題点は、経営者予測が恣意的に行えるような会計基準及び指針になっていることである。経営者は、たとえ会計基準や指針が恣意的に行えるように規定してあっても、事業資産情報、特に回収不能額の計上については、慎重かつ堅実な姿勢が求められる。

経営者は、会計実務を「会計情報の手品の道具」として取り扱う場合が多く見うけられる。しかし、経営者は、会計実務を慎重かつ堅実な姿勢で行う「会計戦略」とすべきである。本論文では、一般事業会社及び金融機関の不況対策の実務を通して、この姿勢が重

要であることを主張した。特に経営者が留意すべきなのが、現在の減損会計基準である。それは、減損の兆候があっても、減損逃れが可能な基準になっており、それを防ぐためにも減損処理は、減損の兆候が認識された時点で必ず回収不能額を計上すべきであると本論文では主張している。

第6章 注

- 1) 木村 剛『会計戦略の発想法』日本実業出版社、2003年。

参考文献

I 洋書文献

- Bygrave, W. D. and Jeffrey, A. T., *Venture Capital at the Crossroads*, Harvard Business School Press, 1992. (日本合同ファイナンス訳『ベンチャーキャピタルの実態と戦略』東洋経済新報社、1995年。)
- FASB, *SFAS 102-Statement of Cash Flows-Exemption of Certain Enterprises and Classification of Cash Flows from Certain Securities Acquired for Resale (an amendment of FASB Statement No.95)*, Feb. 1989.
- FASB, *SFAS 104-Statement of Cash Flows-Net Reporting of Certain Cash Receipts and Cash Payments and Classification of Cash Flows from Hedging Transactions (an amendment of FASB Statement No.95)*, Dec. 1989.
- FASB, *SFAS No.115-Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, May, 1993.
- FASB, *SFAS 121-Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed of*, Mar. 1995.
- FASB, *SFAS 144-Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets*, Aug. 2001.
- FASB, *SFAS 95-Statement of Cash Flows*, Nov. 1987.
- FASB, *Original Pronouncements, 1999/2000 Edition Accounting Standards*, Jun. 1999.
- FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No.7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, Feb. 2000. (平松一夫, 広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社, 2002年。)
- Gilson, S. C., *Creating Value through Corporate Restructuring*, Amacom Books, 2001. (関本博英訳『コーポレート・リストラクチャリングによる企業価値の創出』パンローリング株式会社, 2003年。)
- Graham, B. and Spencer, B. M., *The Interpretation of Financial Statements*, Harper business, 1998. (関本博英『賢明なる投資家』パンローリング株式会社, 2001年。)
- Griffiths, I., *New Creative Accounting*, Trans-Atlantic Pubns 1995. (近田典行, 鈴木裕明訳『クリエイティブアカウンティング』東洋経済新報社, 2001年。)
- Habeck, M. M., Fritz, K. and Michael, T., *After the Merger*, Financial Times Management, 2000. (岩本郎訳『勝利する企業合併』ピアソン・エデュケーション, 2000年。)
- IASB, *IAS 36-Impairment of Assets*, Jul. 1998.
- IASB, *IAS 40-Investment Property*, Jan. 2001.
- Jarnagin, B. D., *2003 U.S. Master GAAP Guide*, CCH, 2002.
- Lerner, J., Oliver, P. and Udo, W., *Venture Capital and New Technology Based Firms*, Springer-Verlag, 1997. (伊東維年, 勝部伸夫, 荒井勝彦, 田中利彦, 鈴木 茂訳『ベンチャーキャピタルとベンチャービジネス』日本評論社, 2000年。)
- Rickertsen, R., Robert, E. G. and Michael L., *BUYOUT*, Amacom Books, 2001. (伊能早苗訳『バイアウト』パンローリング株式会社, 2002年。)

II 和書文献

- 芥川 基, 久納幹史『リースの知識と実務』日本実業出版, 2001年。
- 朝日監査法人『日本の新会計基準Q&A』清文社, 2001年。
- 新井清光『新版財務会計論』中央経済社, 1998年。
- 石川純治『経営情報と簿記システム』森山書店, 1996年。
- 伊藤邦雄『現代会計入門』日本経済新聞社, 1998年。
- 伊藤邦雄, 上村達男『金融ビッグバン 会計と法』中央経済社, 1998年。
- 稲盛和夫『実学』日本経済新聞社, 1998年。
- 梅原秀継『減損会計と公正価値会計』中央経済社, 2001年。
- 大蔵省『我が国金融システムの改革』『金融システ

- ム改革の概要とは』1996年。
- 大澤和人『金融資産の流動化・証券化』東洋経済新報社、1989年。
- 大和田裕「親会社の子会社設立と処分の会計」『北海学園大学経営学部経営論集』第2巻第1号（2004年6月）。
- 大和田裕「資産評価基準の変遷と資産情報透明性の向上」『北海学園大学大学院経営学研究科研究論集』No.2（2004年3月）。
- 大和田裕「不動産流動化の会計」『会計理論学会年報』第17号（2003年5月）。
- 大和田裕「不動産流動化の会計——名目上の利益と実質的利益——」『北海学園大学経済論集』第50巻第1号（2002年5月）。
- 岡内幸策『不動産証券化と不動産ファンド』日本経済新聞社、2001年。
- 岡内幸策、小野兵太郎『不動産の時価評価』東洋経済新報社、2001年。
- 奥村 宏『エンロンの衝撃』NTT出版、2002年。
- 奥村彦彦『現代日本経済論』東洋経済新報社、2001年。
- 小澤善哉、橘田万里恵『不動産の時価・減損会計と評価』東洋経済新報社、2002年。
- 金児 昭、轟 茂道、山岸 聡『連結経営と会計実務』税務研究出版、2003年。
- 加用俊栄『法人税の決算調整と申告の手引』財団法人納税協会連合会、2001年。
- 監査法人トーマツ『Q & A 債権の流動化』清文社、1999年。
- 監査法人トーマツ『企業再編』清文社、2003年。
- 岸本重陳『金融ビッグバン』岩波書店、岩波ブックレット No.453、1998年。
- 企業会計基準委員会「固定資産の減損に係る会計基準の減損会計適用指針」（2003年10月31日）。
- 企業会計基準委員会「事業分離等に係る会計処理に関する論点の整理」2004年4月28日。
- 企業会計審議会「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（2003年10月31日）。
- 企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（1999年1月22日）。
- 企業会計審議会「固定資産の会計処理に関する論点の整理」（2000年6月23日）。
- 企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（2000年8月9日）。
- 企業会計審議会「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」（1990年5月29日）。
- 企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」（1998年10月30日）。
- 企業会計審議会「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（1998年6月16日）。
- 菊地正俊『TOB・会社分割によるM & A戦略』東洋経済新報社、2000年。
- 北村信彦『リース取引』中央経済社、1995年。
- 木村 剛『会計戦略の発想法』日本実業出版社、2003年。
- 銀行経理問題研究会編『銀行経理の実務第5版』金融財政事情研究会、2002年。
- 金融再生委員会「資本増強に当たっての償却・引当についての考え方」（1999年1月25日）。
- 金融ビジネス事典編集委員会『金融ビジネス事典』産業調査会、2000年。
- 黒沢 奏『土地の時価評価の実務』清文社、2000年。
- 黒沢 奏『不動産の時価評価と減損会計』中央経済社、2002年。
- 財務会計基準機構編『固定資産減損に係る会計基準の適用指針について』第一法規、2003年。
- 幸田昌則『不動産 新しい考え方と利益の出し方』中経出版、2001年。
- 坂本頼彦「減損会計のグルーピング徹底解剖」『経理情報』中央経済社、（2004年10月10日号）。
- 鈴木義行『M & A実務ハンドブック』中央経済社、2003年。
- 全国銀行協会「銀行業における決算経理要領等について」（1998年9月7日）。
- 館澤貢次「資産を生かす証券化」『Forbes』ぎょうせい、（2001年3月号）。
- 田中 弘『時価主義を考える』中央経済社、1998年。
- 田中茂次『会計言語の構造』森山書店、1995年。
- 田中靖浩『会計ビッグバン』日本経済新聞社、1999年。
- 田中靖浩『経営がみえる会計』日本経済新聞社、1999年。
- 田村幸太郎『不動産の証券化の法務』シグマベイスキャピタル、2000年。
- 田村繁和、小長谷敦子『京セラに学ぶ新・会計経営のすべて』実業之日本社、2000年。
- 中央三井アセットマネジメント『不動産の証券化そのしくみと手法』中央公論新社、2000年。
- 杜羅三郎『証券化の基本Q & A』シグマベイスキャピタル、2000年。
- 並木俊守『土地再評価法と新自社株取得の実務』中央経済社、1998年。
- 日本公認会計士協会「会社分割に関する会計処理（会計制度委員会研究報告第7号）」（2001年3月30日）。

事業資産適正化の会計(大和田)

- 日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」(2000年1月31日)。
- 日本公認会計士協会「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(銀行等監査特別委員会報告第4号)」(1997年4月15日)。
- 日本公認会計士協会「特別目的会社を活用した不動産に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(2000年7月31日)。
- 日本公認会計士協会「販売用不動産等の強制評価減の要否に関する監査上の取扱い」(2000年7月6日)。
- 日本公認会計士協会『企業再編の手法と会計・税務』税務研究会出版, 2002年。
- 日本公認会計士協会『金融商品・固定資産の時価評価の実務』税務研究出版局, 2003年。
- 野村智夫, 竹俣耕一『キャッシュフロー』日本実業出版社, 1998年。
- 早川 豊編著『保守主義と時価会計』同文館出版, 2002年。
- 早房長治『だれが粉飾決算をつくるのか』廣済堂, 2001年。
- 花岡幸子『経営分析』かんき出版, 1999年。
- 服部俊治, 藤田昌也『会計構造の諸問題』九州大学出版, 1995年。
- 服部泰彦『金融資本と株式市場』法律文化社, 1993年。
- 林 總『キャッシュフロー経営』日本実業出版社, 1999年。
- 東谷 暁『BIS規制の嘘』日刊工業新聞社, 1999年。
- 副島隆彦『日本の危機』講談社, 1998年。
- 藤本幸彦, 鬼頭朱実『証券化の税務』中央経済社, 2001年。
- 堀江康熙『銀行貸出の経済分析』東京大学出版会, 2001年。
- 松村 徹, 篠原二三夫, 岡 正規『不動産証券化入門』シグマベイスキャピタル, 2000年。
- みずほ総合研究所『エンロン ワールドコム ショック』東洋経済新報社, 2002年。
- みずほ総合研究所『企業再編の実務』東洋経済新報社, 2003年。
- 村田宏彰『キャッシュに強い会社をつくる』ぱる出版, 1999年。
- 森信静治, 川口義信, 湊 雄二『M & A 戦略と法務』日本経済新聞社, 1999年。
- 山崎和哉『資産流動化法』社団法人金融財政事情研究会, 2001年。
- 山岸 聡「現在価値計算と割引率」『将来キャッシュ・フローをどのように見積るか?』中央青山監査法人, 2002年。
- 山田昭広『アメリカの会計基準』中央経済社, 2002年。
- 山本真樹夫『会計情報の意味と構造』同文館, 1992年。
- 弥永真生『企業会計と法』新世社, 2001年。
- 吉田勝弘『リース会計の理論と制度』同文館, 2003年。
- 米山直樹『減損会計』森山出版, 2001年。
- 米山祐司『アメリカ会計基準論』同文館, 2001年。
- 渡辺 孝『不良債権はなぜ消えない』日経 BP 社, 2001年。